

令和7年度

薬務行政の概要

は じ め に

わが国は世界でも最高水準の長寿国となりましたが、一方で、少子化の傾向は続いており、急速な高齢化の進展というこれまで経験したことのない急激な社会変化を迎えています。そうした中で、国民の生活に関する期待も多種多様となり、それは薬事においても例外ではありません。このような変化や期待に、進歩の著しいデジタル技術を活用して対応するため、本県では「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を掲げ、薬務行政においても、電子処方箋の導入を進めるなど医療DXの普及に取り組んでいます。

本県では、令和7年3月に神奈川県災害時保健医療救護計画を改定し、そこでは県保健医療福祉調整本部等において、薬剤師・医薬品等調整担当への助言等を行う災害薬事コーディネーターを新たに位置付けました。薬務行政の推進にあたっては、従来からの医薬品医療機器等法に基づく薬局等の監視指導の取組に加えて、新たな施策についても積極的に取り組んでまいります。

また、他県の医薬品製造業者のGMP違反による行政処分等により、医薬品の安定供給に不安が生じる状態が続いております。本県としても、県内の医薬品製造業者に対して、法令遵守体制の整備並びに適正な製造管理及び品質管理について引き続き指導を行ってまいります。

薬物乱用については、県内の大麻事犯の割合は増加傾向にあり、薬物事犯全体の5割弱を占めています。近年、若者を中心に乱用が広がる傾向にあることから、取締りと啓発の両面から、引き続き乱用防止対策に重点的に取り組んでまいります。

県では、引き続き、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保や円滑な供給、献血の推進等について、関係機関と連携協力の上、より一層の充実した取組を進めてまいります。

今後とも、円滑な薬務行政の推進に向け関係各位の特段の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

この冊子は、令和7年度の主要事業及び予算の概要と前年度までの各種事業の実績等を取りまとめたものです。関係各位の御参考としていただければ幸いです。

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
川口 健次

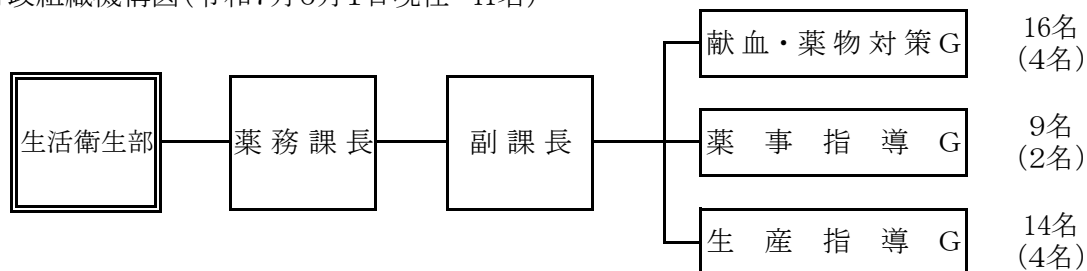
I 機構及び予算

1 機 構

(1) 沿 革

ア	昭和21年11月	衛生部の新設に伴い薬務課(庶務、薬事、資材の3係)発足。
イ	昭和37年10月	麻薬係を新設し、庶務薬事、薬事監視、薬事生産の4係となる。
ウ	昭和40年 1月	機構改革により、庶務、薬事、監視、生産、麻薬の5係となる。
エ	昭和43年 7月	機構改革により庶務係が廃止され、薬事、監視、生産、麻薬の4係となる。
オ	昭和52年 5月	機構改革により係の廃止、新設で薬事、営業、生産の3係と麻薬・監視、安全・情報の2班となる。
カ	昭和54年 6月	機構改革により営業指導、生産指導の2係と薬事・献血、麻薬・監視、安全・情報の3班となる。
キ	昭和56年 6月	機構改革により薬事献血、麻薬・監視、安全・情報、営業・生産の4班となる。
ク	平成 元年 4月	班の再編により管理・献血、監視指導、安全・情報、薬事指導の4班となる。
ケ	平成 9年 4月	班の再編により管理・献血、薬事・安全情報、薬物対策、生産指導の4班となる。
コ	平成17年 4月	機構改革により衛生部と福祉部が統合され、保健福祉部薬務課となる。また、管理・献血班の名称が献血推進班に変更される。
サ	平成22年 4月	機構改革により保健福祉局生活衛生部薬務課となる。また、献血・薬物対策グループ、薬事指導グループ、生産指導グループの3グループ体制となる。
シ	平成30年 4月	機構改革により健康医療局生活衛生部薬務課となる。

(2) 行政組織機構図(令和7月6月1日現在 41名)



※ ()内は臨時的任用職員、非常勤職員で内数

(3) 職員数

区 分	事 務 職 員	技 術 職 員 (薬 剤 師)	計
人 員	10名 (うち臨任1名・非常勤4名)	31名 (うち臨任2名・非常勤3名)	41名 (10名)

(4) 事務分掌

薬務課長	川口 健次
薬務課副課長	小野田 勇介
献血・薬物対策グループリーダー	川野邊 雅俊
薬事指導グループリーダー	細野 正人
生産指導グループリーダー	沖 尚美

(各グループ別分掌事務)

献血・薬物対策グループ (内線4964, 4965, 4972, 4973, 4974)

- 1 人事、服務、研修に関する事
- 2 県議会に関する事
- 3 課の予算編成に関する事
- 4 決算・監査に関する事
- 5 文書の管理に関する事
- 6 各種表彰事務に関する事
- 7 物品調達事務に関する事
- 8 総合計画策定に関する事
- 9 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることを除く)の施行に関する事
- 10 献血思想の普及啓発及び献血の表彰に関する事
- 11 献血推進協議会に関する事
- 12 薬剤師法の施行に関する事
- 13 薬剤師免許申請等の進達に関する事
- 14 大麻取締法、覚醒剤取締法(免許等に係るものを除く)、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び医薬品医療機器等法(指定薬物関係)の施行に関する事
- 15 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤及びけしの取扱者等の免許、指定、届出に関する事
- 16 麻薬等違反事件の捜査に関する事
- 17 薬物乱用対策推進本部に関する事
- 18 麻薬等監視指導に関する事
- 19 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業に関する事
- 20 危険ドラッグ対策に関する事
- 21 不正大麻・けし撲滅運動に関する事
- 22 麻薬等薬物相談員及び中毒者の観察指導に関する事
- 23 麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒審査会に関する事
- 24 他グループに属しない事項に関する事

薬事指導グループ (内線4967, 4968, 4969, 4970)

- 1 医薬品医療機器等法(販売業関係)の施行に関する事
- 2 配置販売業の許可、届出、身分証明書の交付及び品目台帳の整備に関する事
- 3 医薬品医療機器等法にかかる行政処分(販売業関係)に関する事
- 4 薬局機能情報報告・公表制度の運用に関する事
- 5 薬事等監視指導(販売業関係)に関する事
- 6 医薬品等の収去・試買(販売業関係)に関する事
- 7 登録販売者試験及び販売従事登録に関する事
- 8 薬事講習会(販売業関係)の開催に関する事
- 9 薬剤師及び薬事監視員の研修に関する事
- 10 医薬分業の推進に関する事
- 11 かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着に関する事
- 12 医薬品等安全対策事業の企画に関する事
- 13 「薬と健康の週間」事業に関する事
- 14 薬物情報の収集、整理及び提供に関する事

- 15 国有ワクチンのあっせんに関する事
- 16 災害時医薬品等の確保対策に関する事
- 17 医薬品及び医療材料の価格調査に関する事
- 18 医薬類似品(いわゆる健康食品)等の試買検査に関する事
- 19 毒物及び劇物取締法の施行(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 20 毒物劇物監視指導(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 21 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業及び輸入業を除く)に関する事
- 22 薬事審議会に関する事
- 23 後発医薬品の使用促進に関する事
- 24 薬剤師確保計画に関する事
- 25 電子処方箋の普及促進に関する事

生産指導グループ (内線4976, 4977, 4978, 4979, 4980)

- 1 医薬品医療機器等法(製造販売・製造業関係)の施行に関する事
- 2 医薬品等の製造販売・製造業の許可・登録及び医療機器修理業の許可に関する事
- 3 医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に関する事
- 4 薬事等監視指導(製造販売・製造業関係)に関する事
- 5 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)等の指導に関する事
- 6 医薬品等の収去(製造販売・製造業関係)に関する事
- 7 薬事講習会(製造販売・製造業関係)の開催に関する事
- 8 国家検定等に関する事
- 9 医薬品医療機器等法に係る行政処分(製造販売・製造業関係)に関する事
- 10 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(採血所に係ることに限る)の施行に関する事
- 11 毒物及び劇物取締法の施行(製造業・輸入業関係)に関する事
- 12 毒物劇物製造業及び輸入業の登録に関する事
- 13 毒物劇物監視指導(製造業・輸入業関係)に関する事
- 14 毒物及び劇物取締法に係る行政処分(製造業・輸入業関係)に関する事
- 15 毒物劇物取扱者試験に関する事

(5) 監視員等配置状況

令和7年4月1日現在

区 分		① 薬 事 監 視 員	② 毒物劇物 監 視 員	③ 覚 醒 剤 監 視 員	④ 麻 薬 取 締 員	⑤ 麻薬立入 検 査 員	⑥ 麻 薬 中 毒 患者立会人	⑦ あへん 監 視 員	⑧ 血液法の 規定による 立入検査員
本 庁	技術	31	29	25	7	25	10	9	21
	事務	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	31	29	25	7	25	10	9	21
保 健 福 祉 等 事 務 所	技術	99	90	72		71			
	事務								
	小計	99	90	72		71			
計		130	119	97	7	96	10	9	21

- (根拠法令) ①医薬品医療機器等法第68条 ⑤麻薬及び向精神薬取締法第50条の38
 ②毒物及び劇物取締法第18条 ⑥ 〃 第58条の6
 ③覚醒剤取締法第32条 ⑦あへん法第44条
 ④麻薬及び向精神薬取締法第54条 ⑧安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第24条

(6) 行政対象の状況

業 種				県市別		NO	県合計 (注6)	県 域						
				平	塚			秦	野	鎌	倉	三	崎	小 田 原
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	製造販売・製造業	医薬品製造販売業	第一種	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
			第二種(体外診断薬を除く)	2	14	0	0	0	0	0	0	0		
			体外診断用品	3	15	0	0	0	0	0	0	0		
			医薬品薬局	4	197	6	5	6	1	6	6			
		医薬品製造業	体外診断薬を除く(注1)	5	88	4	3	0	0	0	9	9		
			体外診断薬に限る	6	26	1	1	0	0	0	0	0		
			薬局	7	197	6	5	6	1	6	6			
			医薬部外品製造販売業	8	57	3	3	1	0	0	0	0		
			医薬部外品製造業	9	139	5	11	1	0	11	11	11		
		化粧品製造販売業	化粧品製造販売業	10	166	4	7	7	0	4	4	4		
			化粧品製造業	11	253	7	17	3	0	13	13	13		
		医療機器製造販売業	第一種	12	36	1	1	0	0	0	0	0		
			第二種	13	71	1	1	0	0	2	2	2		
			第三種	14	47	2	0	0	0	0	0	0		
		医療機器製造業	15	254	6	6	0	0	4	4	4			
		医療機器修理業	16	282	7	6	1	1	3	3	3			
		再生医療等製品製造販売業	17	2	0	0	0	0	0	0	0			
		再生医療等製品製造業(注2)	18	3	0	0	0	0	0	0	0			
		小計	19	1,854	53	66	25	3	58	58	58			
	医薬品販売業・局	薬局	20	4,267	169	126	136	20	124	124	124			
		店舗販売業	21	1,588	62	53	42	7	59	59	59			
		卸売販売業	22	541	19	10	3	2	21	21	21			
		薬種商販売業	23	0	0	0	0	0	0	0	0			
		特例販売業	24	0	0	0	0	0	0	0	0			
		配置販売業	25	131	-	-	-	-	-	-	-			
		小計	26	7,184	250	189	181	29	204	204	204			
		高度管理医療機器等管理医療機器	27	4,909	164	138	122	16	129	129	129			
	医療機器貸与業	高度管理医療機器等管理医療機器	29	1,830	55	33	34	2	46	46	46			
		管理医療機器	30	2,114	145	40	68	7	159	159	159			
	再生医療等製品販売業	31	58	1	2	1	0	3	3	3				
	認定薬局	地域連携薬局	32	358	10	6	10	0	8	8	8			
		専門医療機関連携薬局	33	18	0	2	0	0	0	0	0			
		計	34	41,685	1,491	1,006	1,049	125	1,256	1,256	1,256			
毒物及び劇物取締法	毒物劇物製造業	35	170	19	12	2	0	9	9	9				
	毒物劇物輸入業	36	117	8	1	2	0	2	2	2				
	毒物劇物一般販売業	37	2,033	99	50	39	8	80	80	80				
	毒物劇物農業用品目販売業	38	159	18	8	2	12	14	14	14				
	毒物劇物特定品目販売業	39	46	4	0	1	1	3	3	3				
	特定毒物研究者	40	66	5	3	1	0	1	1	1				
	毒物劇物業務上取扱者	41	130	8	1	2	0	1	1	1				
	特定毒物使用者	42	9	0	1	0	0	2	2	2				
	計	43	2,730	161	76	49	21	112	112	112				
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬卸売業者	44	27	0	1	0	0	3	3	3				
	麻薬小売業者	45	3,595	140	104	124	19	97	97	97				
	特定麻薬等原料卸小売業者	46	153	11	5	2	1	6	6	6				
	麻薬施用者※	47	18,404	483	954	730	60	367	367	367				
	麻薬管理者※	48	1,235	40	36	54	10	41	41	41				
	麻薬診療施設*	49	3,427	119	94	158	19	114	114	114				
	麻薬研究者※	50	125	17	6	5	0	4	4	4				
	麻薬研究施設*	51	71	5	6	4	0	3	3	3				
	向精神薬卸売業者	52	7	1	0	0	0	0	0	0				
	向精神薬試験研究施設	53	124	3	3	3	0	3	3	3				
計	54	27,168	819	1,209	1,080	109	638	638	638					
覚醒剤取締法	覚醒剤施用機関(注7)	55	3	0	0	0	0	0	0	0				
	覚醒剤研究者	56	32	0	2	2	0	0	0	0				
	覚醒剤原料取扱者	57	57	3	3	1	0	6	6	6				
	覚醒剤原料研究者	58	13	1	0	0	0	2	2	2				
	計	59	105	4	5	3	0	8	8	8				
大麻研究者(注3)	60	21	0	0	0	0	0	0	0					
けし栽培者(注4)(注7)	61	1	0	0	0	0	0	0	0					
採血所(注5)	62	10	0	0	0	0	0	0	0					
行政対象数計(※を除く)	63	68,222	2,351	2,196	2,019	236	1,897	1,897	1,897					
施設数計(※を除く)	64	51,956	1,935	1,300	1,392	185	1,602	1,602	1,602					

(注1) 地方厚生局長許可施設7施設を含む。

(注2) 地方厚生局長許可施設3施設

(注3) 旧大麻取締法(数値は令和6年12月11日時点)(注4)あへん法(注5)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

令和7年3月末現在

(保健福祉事務所、保健福祉事務所センター)					保 健 所 設 置 市							小 計	NO
足 柄 上 厚	木 大	和 小	計	横 浜 市	川 崎 市	相模原市	横須賀市	藤 沢 市	茅ヶ崎市 (寒川町含む)				
0	1	0	1	5	1	0	0	0	0	6	1		
0	1	0	1	9	2	0	1	0	1	13	2		
1	0	0	1	8	3	2	0	1	0	14	3		
1	7	8	40	81	29	31	6	8	2	157	4		
1	12	2	31	37	10	5	2	1	2	57	5		
3	1	2	8	10	4	4	0	0	0	18	6		
1	7	8	40	81	29	31	6	8	2	157	7		
1	4	3	15	28	6	4	1	3	0	42	8		
7	17	6	58	33	23	19	0	4	2	81	9		
1	9	5	37	88	14	14	0	10	3	129	10		
6	29	7	82	86	40	33	0	8	4	171	11		
1	0	2	5	17	11	2	0	1	0	31	12		
1	4	3	12	38	16	3	0	2	0	59	13		
0	6	1	9	20	11	3	1	3	0	38	14		
8	23	10	57	107	54	25	3	7	1	197	15		
4	27	8	57	147	44	21	2	9	2	225	16		
0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	17		
1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	18		
37	148	65	455	797	299	197	22	65	19	1,399	19		
48	232	143	998	1,710	661	350	189	237	122	3,269	20		
21	102	63	409	606	247	138	60	84	44	1,179	21		
8	80	21	164	211	59	56	15	26	10	377	22		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	25		
77	414	227	2,359	2,527	967	544	264	347	176	4,825	26		
43	315	158	1,085	2,103	776	411	178	240	116	3,824	27		
243	1,669	665	5,245	9,829	2,710	2,450	1,221	1,319	586	18,115	28		
24	156	62	412	907	308	179	2	0	22	1,418	29		
57	384	148	1,008	549	167	269	4	7	110	1,106	30		
0	6	1	14	26	7	5	2	3	1	44	31		
2	15	7	58	166	69	20	22	21	2	300	32		
0	0	1	3	10	3	2	0	0	0	15	33		
483	3,107	1,334	10,639	16,914	5,306	4,077	1,715	2,002	1,032	31,046	34		
4	11	7	64	46	34	9	3	6	8	106	35		
1	3	3	20	59	21	4	4	5	4	97	36		
20	157	72	525	827	304	163	65	114	35	1,508	37		
6	24	4	88	21	3	31	2	10	4	71	38		
0	2	4	15	20	1	6	3	1	0	31	39		
1	7	1	19	27	10	7	0	2	1	47	40		
1	4	6	23	48	46	5	2	5	1	107	41		
0	0	0	3	5	1	0	0	0	0	6	42		
33	208	97	757	1,053	420	225	79	143	53	1,973	43		
0	6	0	10	9	3	2	1	2	0	17	44		
34	184	106	808	1,482	570	277	156	197	105	2,787	45		
1	17	3	46	60	18	8	3	14	4	107	46		
106	728	365	3,793	7,509	3,499	1,667	780	831	325	14,611	47		
16	68	33	298	519	169	97	62	68	22	937	48		
48	177	90	819	1,467	464	221	154	204	98	2,608	49		
2	4	0	38	47	13	12	2	10	3	87	50		
2	3	0	23	27	7	4	1	8	1	48	51		
0	1	0	2	3	1	0	0	1	0	5	52		
6	9	2	29	39	21	14	2	16	2	94	53		
215	1,197	599	5,866	11,162	4,765	2,302	1,161	1,351	560	21,301	54		
0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	55		
0	0	0	4	20	4	1	0	2	1	28	56		
2	6	1	22	18	6	4	3	3	1	35	57		
0	0	0	3	5	4	0	0	0	1	10	58		
2	6	1	29	43	16	5	4	5	3	76	59		
0	0	0	0	15	5	0	0	0	1	21	60		
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	61		
0	2	0	2	5	2	0	0	1	0	8	62		
683	4,340	1,941	16,451	27,698	10,044	6,384	2,804	3,290	1,550	51,770	63		
609	3,720	1,633	13,164	21,117	6,834	4,833	2,115	2,593	1,299	38,791	64		

(注6)「行政対象数計」及び「施設数計」は、配置販売業のみ全県一括で表示しているため県合計と地域別内訳の計が一致しない。

(注7) 地方厚生局長許可を含む。

2 令和7年度 当初予算

(1)事業体系

会計01：一般会計		歳出ID	要求分析区分	県性質別	予算額
款05：衛生費					
項04：医薬費					
目05：薬務費					
公会計事業0658：献血・薬物対策費					
事業08：献血事業推進費					
細事業02：献血推進費					
細々事業09：献血推進事業費	516140	A4	単C	2,812	
事業19：麻薬等薬物乱用防止対策費					
細事業01：麻薬対策費					
細々事業01：麻薬対策推進費	516150	A4	法義	2,720	
細事業02：薬物乱用防止対策費					
細々事業01：薬物乱用防止対策推進費	516151	A4	単C	23,715	
細々事業03：薬物乱用防止指導員協議会事業費補助	516153	A4	単B	1,620	
細々事業08：薬物乱用防止対策推進費（事務事業の見直し）	516178	A4	単C	700	
公会計事業0659：薬事指導費					
事業01：薬事指導費					
細事業01：薬事指導運営費					
細々事業01：医薬品販売業許可等事務費	516001	A4	法義	35,094	
細々事業02：薬事審議会費	516002	A4	単A	1,047	
細事業18：医薬品等製造業指導費					
細々事業01：医薬品等製造販売・製造管理指導事業費	516105	A4	法義	2,493	
細々事業02：医薬品・医療機器等申請システム運営事業費	516106	A4	単C	1,578	
細事業20：医薬品検定事務等調査費					
細々事業01：検定及び経済調査費	516147	D5	国委	17,876	
事業02：医薬品等安全対策費					
細事業02：医薬品等安全対策事業費					
細々事業01：医薬品等安全対策推進事業費	516067	A4	単C	1,625	
細々事業05：医薬品等安全対策事業費（事務事業の見直し）	516179	A4	単C	700	
細事業08：医薬品情報等提供事業費補助					
細々事業01：医薬品情報等提供事業費補助	516148	A4	単B	2,394	
細事業09：毒物劇物取締及び取扱指導費					
細々事業01：毒物劇物対策費	516149	A4	法義	1,935	
事業13：災害時医薬品等確保体制整備事業費					
細事業01：災害時医薬品等確保体制整備事業費					
細々事業01：災害時医薬品等確保体制整備事業費	516113	A4	単C	10,474	
事業22：薬剤師確保対策推進費					
細事業02：薬剤師確保検討調査事業費（医療介護基金）					
細々事業01：薬剤師確保検討調査事業費	516181	B1	単C	5,217	
事業27：電子処方箋活用・普及促進事業費					
細事業01：電子処方箋活用・普及促進事業費					
細々事業01：電子処方箋活用・普及促進事業費	516183	B1	奨補	450,289	

(2) 総 括

(単位:千円)

事業名	R 7 年 度 当初予算額 (A)	R 6 年 度 当初予算額 (B)	前年度対比 (A)－(B) (% A/B)	(A) の 財 源 内 訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源

公会計事業:0658献血・薬物対策費

1 献 血 事 業 推 進 費	2,812	4,362	△ 1,550 (64.47)	0	(財産収入) 4,018	△ 1,206
2 麻 薬 等 薬 物 乱 用 防 止 対 策 費	28,755	29,954	△ 1,199 (96.00)	(国庫負担金) 142	(負担金) 20 (使手) 42,981	△ 14,388

公会計事業:0659薬事指導費

3 薬 事 指 導 費	58,088	59,283	△ 1,195 (97.98)	(委託金) 17,876	(使手) 104,550 (諸収入) 1	△ 64,339
4 医 薬 品 等 安 全 対 策 費	6,654	6,845	△ 191 (97.21)	0	(使手) 9,596	△ 2,942
5 災 害 時 医 薬 品 等 確 保 体 制 整 備 事 業 費	10,474	5,875	4,599 (178.28)	(国庫負担金) 839	(諸収入) 4,017	5,618
6 薬 剤 師 確 保 対 策 推 進 費	5,217	5,000	217	0	(繰入金) 5,217	0
7 電 子 処 方 箋 活 用 ・ 普 及 促 進 事 業 費	450,289	884,070	△ 433,781	(国庫負担金) 300,192		150,097

合 計	562,289	995,389	△ 433,100 (56.49)	319,049 (国庫負担金) 301,173 (委託金) 17,876	170,400 (負担金) 20 (使手) 157,127 (財産収入) 4,018 (繰入金) 5,217 (諸収入) 4,018	72,840
-----	---------	---------	----------------------	--	--	--------

A4	88,907	89,434	△ 527	981	165,183	△ 77,257
B1	455,506	889,070	△ 433,564	300,192	5,217	150,097
D1	0	0	0	0	0	0
D4	0	0	0	0	0	0
D5	17,876	16,885	991	17,876	0	0

(3) 事業別内訳

事業名	R7年度 当初 予算額	財源内訳			説明	R6年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
1 献血事業推進費 (財源内訳) ・ 土地建物等貸付収入(薬務課) 4,018千円	千円 2,812	千円 0	千円 4,018 (財産収入) 4,018	千円 △ 1,206	(1) 献血推進費 2,812 ア 献血推進事業費 2,812	千円 4,362
2 麻薬等薬物乱用防止 対策費 (財源内訳) ・ 麻薬中毒者入院措置費 自己負担金 20千円 ・ 薬事業務手数料 42,981千円 ・ 麻薬中毒者入院措置費 国庫負担金 142千円	28,755	142 (国庫負担金) 142	43,001 (負担金) 20 (使手) 42,981	△ 14,388	(1) 麻薬対策費 2,720 ア 麻薬対策推進費 2,720 (2) 薬物乱用防止対策費 26,035 ア 薬物乱用防止対策推進費 23,715 イ 薬物乱用防止指導員協議会事業費 補助(補助率10/10) 1,620 ウ 薬物乱用防止対策推進費 (事務事業の見直し) 700	29,954
3 薬事指導費 (財源内訳) ・ 薬事業務手数料 104,550千円 ・ 検定検査事務費等委託金 17,876千円 ・ 労働保険料立替収入(薬務課) 1千円	58,088	17,876 (委託金) 17,876	104,551 (使手) 104,550 (諸収入) 1	△ 64,339	(1) 薬事指導運営費 36,141 ア 医薬品販売業許可等事務費 35,094 イ 薬事審議会費 1,047 (2) 医薬品等製造業指導費 4,071 ア 医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費 2,493 イ 医薬品・医療機器等申請システム 運営事業費 1,578 (3) 医薬品検定事務等調査費 17,876 ア 検定及び経済調査費 (国 10/10) 17,876	59,283

事業名	R7年度 当初 予算額	財源内訳			説明	R6年度 当初 予算額
		国庫 支出金	特定 財源	一般 財源		
4 医薬品等安全対策費 (財源内訳) ・薬事業務手数料 9,596千円	千円 6,654	千円 0	千円 9,596 (使手) 9,596	千円 △ 2,942	(1) 医薬品等安全対策事業費 2,325 ア 医薬品等安全対策推進 事業費 1,625 イ 医薬品等安全対策推進事業費 (事務事業の見直し) 700 (2) 医薬品情報等提供事業費 補助 2,394 ア 医薬品情報等提供事業費 補助(補助率1/3) 2,394 (3) 毒物劇物取締及び取扱 指導費 1,935 ア 毒物劇物対策費 1,935	千円 6,845
5 災害時医薬品等確保体制整備事業費 (財源内訳) ・事業収入 4,017千円 ・国庫支出金 839千円	10,474	0	4,856 (諸収入) 4,856	5,618	(1) 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 10,474 ア 災害時医薬品等確保体制 整備事業費 10,474	5,875
6 薬剤師確保対策推進費 (財源内訳) ・地域医療介護総合確保 基金繰入金(薬務課) 5,217千円	5,217	0	5,217 (繰入金) 5,217	0	(1) 薬剤師確保検討調査事業費 (医療介護基金) 5,217 ア 薬剤師確保検討調査事業費 5,217	5,000
7 電子処方箋活用・普及促進事業費 (財源内訳) ・国庫負担金 300,192千円	450,289	300,192 (負担金) 300,192	0	150,097	(1) 電子処方箋活用・ 普及促進事業費 450,289 ア 電子処方箋活用・ 普及促進事業費 450,289	884,070
合 計	562,289	318,210	171,239	72,840		995,389

(4) 事業の概要

No.	細々事業名	事業内容						
1	献血推進事業費 <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 2,812</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 4,362</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 △ 1,550</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 2,812	6年度当初予算額	千円 4,362	比較増減	千円 △ 1,550	血液製剤の安定供給の確保を図るため、神奈川県献血推進計画を定め、若年層を中心に広く県民に献血を呼びかけ献血思想の普及啓発を行う。
7年度当初予算額	千円 2,812							
6年度当初予算額	千円 4,362							
比較増減	千円 △ 1,550							
2	麻薬対策推進費 <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 2,720</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 2,681</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 39</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 2,720	6年度当初予算額	千円 2,681	比較増減	千円 39	医療用麻薬等の適正使用・管理のため、麻薬取扱者等の免許事務及び監視指導を行う。また、麻薬中毒者等の社会復帰を支援するため、麻薬等薬物相談員による観察指導等を行う。
7年度当初予算額	千円 2,720							
6年度当初予算額	千円 2,681							
比較増減	千円 39							
3	薬物乱用防止対策推進費 <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 23,715</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 24,953</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 △ 1,238</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 23,715	6年度当初予算額	千円 24,953	比較増減	千円 △ 1,238	「薬物にクリーンな神奈川」（薬物乱用のない神奈川県）を実現するため、麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用防止の普及啓発や試買検査を行う。
7年度当初予算額	千円 23,715							
6年度当初予算額	千円 24,953							
比較増減	千円 △ 1,238							
4	薬物乱用防止対策推進費（事務事業の見直し） <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 700</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 700</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 0</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 700	6年度当初予算額	千円 700	比較増減	千円 0	危険ドラッグ・大麻由来製品試売を委託し、業務負担軽減を図る。
7年度当初予算額	千円 700							
6年度当初予算額	千円 700							
比較増減	千円 0							
5	薬物乱用防止指導員協議会事業費補助 <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 1,620</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 1,620</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 0</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 1,620	6年度当初予算額	千円 1,620	比較増減	千円 0	県内各地域での薬物乱用防止啓発を行うため、薬物乱用防止指導員による各種街頭イベントや薬乱防止教室の開催等に対して補助する。 (1) 事業主体 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会 (2) 負担割合 県 10／10
7年度当初予算額	千円 1,620							
6年度当初予算額	千円 1,620							
比較増減	千円 0							
6	医薬品販売業許可等事務費 <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 35,094</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 37,370</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 △ 2,276</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 35,094	6年度当初予算額	千円 37,370	比較増減	千円 △ 2,276	医薬品の販売等における安全性・品質を確保するため、薬局・医薬品販売業等の許可事務及び監視指導等を行う。また、登録販売者の資格試験及び販売従事にかかる登録事務を行う。
7年度当初予算額	千円 35,094							
6年度当初予算額	千円 37,370							
比較増減	千円 △ 2,276							
7	薬事審議会費 <table><tr><td>7年度当初予算額</td><td>千円 1,047</td></tr><tr><td>6年度当初予算額</td><td>千円 1,461</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 △ 414</td></tr></table>	7年度当初予算額	千円 1,047	6年度当初予算額	千円 1,461	比較増減	千円 △ 414	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議し、答申又は意見建議を得るため、神奈川県薬事審議会を運営する。
7年度当初予算額	千円 1,047							
6年度当初予算額	千円 1,461							
比較増減	千円 △ 414							

No.	細々事業名	事業内容	
8	医薬品等製造販売・製造管理 指導事業費	医薬品等の製造及び製造販売における安全性・品質・有効性を確保するため、医薬品製造業等の許可事務及び監視指導等を行う。 さらに、GMP（製造管理及び品質管理の基準）の適合性調査を行う。	
	7 年 度 当 初 予 算 額		千円 2,493
	6 年 度 当 初 予 算 額		千円 2,252
	比 較 増 減		千円 241
9	医薬品・医療機器等申請 システム運営事業費	医薬品等の許認可事務を合理化・迅速化するため、国が導入した医薬品等F D申請システムを運用する。	
	7 年 度 当 初 予 算 額		千円 1,578
	6 年 度 当 初 予 算 額		千円 1,315
	比 較 増 減		千円 263
10	検定及び経済調査費	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、国の委託により、後発医薬品の品質評価を行うとともに、医薬品等の生産・輸入価格等の調査を行う。 (1) 事業主体 県 (2) 負担割合 国 10／10	
	6 年 度 当 初 予 算 額		千円 17,876
	6 年 度 当 初 予 算 額		千円 16,885
	比 較 増 減		千円 991
11	医薬品等安全対策推進事業費	医薬品の適正使用にかかる県民への知識啓発のため、リーフレットの配布による普及啓発を行う。 さらに、不適切な製品（医薬類似品）による健康被害の未然防止を図るため、試買検査を行い、違法製品を排除する。 （※一般県民向けの薬物情報電話サービスは休止中。）	
	7 年 度 当 初 予 算 額		千円 1,625
	6 年 度 当 初 予 算 額		千円 1,625
	比 較 増 減		千円 0
12	医薬品等安全対策推進事業費（事務事業の見直し）	医薬類似品の試買の委託	
	7 年 度 当 初 予 算 額		千円 700
	6 年 度 当 初 予 算 額		千円 700
	比 較 増 減		千円 0

No.	細々事業名	事業内容						
13	医薬品情報等提供事業費補助 <table><tr><td>7年度当初 予算額</td><td>千円 2,394</td></tr><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 2,394</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 0</td></tr></table>	7年度当初 予算額	千円 2,394	6年度当初 予算額	千円 2,394	比較増減	千円 0	県民等が必要な医薬品等の情報を提供するため、県薬剤師会が実施する薬剤師、医師及び歯科医師を対象とした医薬品情報等の提供事業及び県民向け啓発事業に対して補助する。 (1) 事業主体 (公社) 神奈川県薬剤師会 (2) 負担割合 県 1 / 3、県薬剤師会 2 / 3
7年度当初 予算額	千円 2,394							
6年度当初 予算額	千円 2,394							
比較増減	千円 0							
14	毒物劇物対策費 <table><tr><td>7年度当初 予算額</td><td>千円 1,935</td></tr><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 2,126</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 △ 191</td></tr></table>	7年度当初 予算額	千円 1,935	6年度当初 予算額	千円 2,126	比較増減	千円 △ 191	毒物劇物による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物製造業者等の登録事務及び監視指導等を行う。また、毒物劇物取扱者試験を実施する。
7年度当初 予算額	千円 1,935							
6年度当初 予算額	千円 2,126							
比較増減	千円 △ 191							
15	災害時医薬品等確保体制整備事業費 <table><tr><td>7年度当初 予算額</td><td>千円 10,474</td></tr><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 5,875</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 4,599</td></tr></table>	7年度当初 予算額	千円 10,474	6年度当初 予算額	千円 5,875	比較増減	千円 4,599	大規模災害時における市町村の災害救助活動を支援するため、医薬品供給体制及び薬剤師の医療救護活動体制を整備する。また、急を要する疾病に対応する国有ワクチン等の速やかな供給体制を整備する。さらに、災害時の薬事対応を行う「災害薬事コーディネーター」の確保・養成を行い、災害薬事コーディネーターの派遣体制を整備する。
7年度当初 予算額	千円 10,474							
6年度当初 予算額	千円 5,875							
比較増減	千円 4,599							
16	薬剤師確保検討調査事業費 <table><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 5,217</td></tr><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 5,000</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 217</td></tr></table>	6年度当初 予算額	千円 5,217	6年度当初 予算額	千円 5,000	比較増減	千円 217	病院薬剤師を確保するために、県が主体となり業務セミナー及び業務相談会を実施する。あわせて薬局薬剤師に係る取組として、令和7年度の委託調査の結果等を踏まえた確保支援策の事業化の必要性について検討する。
6年度当初 予算額	千円 5,217							
6年度当初 予算額	千円 5,000							
比較増減	千円 217							
17	電子処方箋活用・普及促進事業費 <table><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 450,289</td></tr><tr><td>6年度当初 予算額</td><td>千円 884,070</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>千円 △ 433,781</td></tr></table>	6年度当初 予算額	千円 450,289	6年度当初 予算額	千円 884,070	比較増減	千円 △ 433,781	医療機関等が電子処方箋を導入するために必要な費用を補助する。
6年度当初 予算額	千円 450,289							
6年度当初 予算額	千円 884,070							
比較増減	千円 △ 433,781							

Ⅱ 薬 事 指 導

1 薬事審議会

神奈川県薬事審議会は、医薬品医療機器等法第3条の規定及び附属機関の設置に関する条例に基づき昭和36年10月1日に設置され、知事の諮問に応じ薬事に関する重要事項を調査審議のうえ結果報告又は意見建議を行うものであり、現在、学識経験者11名、薬事関係者6名、消費者代表者3名が委員に委嘱されている。

また、昭和55年度から特別の事項を調査審議させるために規則改正を行い、部会及び専門委員を設置している。

開催日	審議内容
令和7年3月26日	【議題】 ・神奈川県災害薬事コーディネーターの設置について ・薬剤師確保対策の取組状況について 【報告事項】 ・電子処方箋の活用・普及促進事業について ・けんけつと健康相談薬局事業について ・部会報告事項 知事指定薬物の指定について ・大麻取締法の改正について ・認定薬局の認定状況について

2 薬剤師の状況

(1) 薬剤師数（薬剤師法の規定に基づく届出数）

各年12月末現在

項目 年	総 数		従 事 内 訳			
	全 国	神奈川県(全国比)	薬 局	医療機関	計	そ の 他
R4年	323,690人	23,718人 (7.3%)	16,092人	3,804人	19,896人	3,822人
R2年	321,982人	23,872人 (7.4%)	16,036人	3,682人	19,718人	4,154人
H30年	311,289人	22,913人 (7.4%)	15,004人	3,619人	18,623人	4,290人
H28年	301,323人	22,104人 (7.3%)	14,610人	3,430人	18,040人	4,064人
H26年	288,151人	21,541人 (7.5%)	13,846人	3,227人	17,073人	4,468人
H24年	280,052人	20,212人 (7.2%)	12,775人	3,001人	15,776人	4,436人
H22年	276,517人	19,610人 (7.1%)	12,201人	2,926人	15,127人	4,483人
H20年	267,751人	17,650人 (6.6%)	10,729人	2,741人	13,470人	4,180人
H18年	252,533人	16,507人 (6.5%)	9,866人	2,605人	13,470人	4,036人
H16年	241,369人	15,672人 (6.5%)	9,207人	2,517人	12,471人	3,948人
H14年	229,744人	14,930人 (6.5%)	8,446人	2,525人	11,724人	3,959人

(注)昭和57年より隔年届出

(2) 薬剤師免許事務処理状況

令和6年度

区分	申 請					計	前年度計
	免許申請	免許証書換 交付申請	免許証 再交付申請	名簿訂正 申請(※)	名簿登録 削除申請		
処理件数	755	554	52	22	21	1,404	1,423

※名簿訂正申請のみ(免許証書換なし)の件数。名簿訂正済み(免許証書換のみ)の件数は、「免許証書換交付申請」に含む。

3 薬局及び医薬品等販売業等の状況

(1) 薬局・医薬品等販売業者数

各年度3月末現在

年度	業種 薬 局	認定薬局		薬局製造販売医薬品		店舗 販売業	卸 販売業	薬種 商販 販売業	特 例 販売業	配 置 販売業	医療機器販売業		医 療 機 器 貸 与 業		再 生 医 療 等 販 売 業	計
		地域連 携薬局	専門医療機 関連薬局	製 造 販 売 業	製 造 業						高 度 管 理 医 療 機 器	管 理 医 療 機 器	高 度 管 理 医 療 機 器	管 理 医 療 機 器		
6年度	4,267	358	18	197	197	1,588	541	0	0	131	4,909	23,360	1,830	2,114	58	39,568
5年度	4,199	379	14	208	208	1,567	540	0	0	143	4,725	23,086	1,731	2,035	58	38,893
4年度	4,156	334	9	222	222	1,560	556	1	0	161	4,574	22,631	1,694	1,974	58	38,152
3年度	4,093	201	9	239	239	1,547	562	1	0	175	4,536	22,457	1,627	1,910	57	37,653
2年度	4,009			241	241	1,509	580	1	0	183	4,244	22,244	1,503	1,878	47	36,680

(2) 薬局・医薬品等販売業等の許可等事務処理件数

令和6年度

業種 許可等の種類	薬 局	認定薬局		薬局製造販売医薬品		医 薬 品 販 売 業	医 薬 品 配 置 者	高 度 管 理 医 療 機 器 等 販売業貸与業	管理医療機器 販売業貸与業	再生医療等 製品販売業	登録販売者 販売従事 登 録	計
		地域連 携薬局	専門医療機 関連薬局	製造販売業	製造業							
新規許可・届出	(252) 316	53	6	(4) 8	(4) 8	(76) 118	— 108	(321) 404	(532) 769	(0) 2	— 1,000	(1,189) 2,792
許可更新申請	(516) 666	313	12	(39) 48	(39) 48	(208) 286		(374) 476		(3) 3		(1,179) 1,852
製造販売承認申請				(4) 10								(4) 10
製造販売届				(2) 2								(2) 2
製造販売承認事項 軽微変更届				(3) 3								(3) 3
許可証等書換 交付申請	(32) 38	2	0	(0) 0	(0) 0	(17) 23	— 7	(50) 54		(2) 2	— 107	(101) 233
許可証等 再交付申請	(0) 0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	— 0	(1) 1		(0) 0	— 31	(1) 32
医薬品販売先等 変更許可申請						(0) 0						(0) 0
管理者兼務 許可申請	(141) 191				(0) 0	(17) 24		(3) 3		(0) 0		(161) 218
変 更 届	構造設備 (320) 410				(2) 2	(126) 194		(597) 641	(50) 87	(7) 9		(1,102) 1,343
	管 理 者 (644) 924			(7) 8	(6) 7	(637) 858		(553) 853	(457) 1,008	(12) 16		(2,316) 3,674
	そ の 他 (13,826) 17,264	306	33	(8) 10	(7) 9	(3,678) 4,728		(1,369) 1,683	(580) 1,132	(23) 33	— 112	(19,491) 25,310
	変更届計 (14,790) 18,598	306	33	(15) 18	(15) 18	(4,441) 5,780		(2,519) 3,177	(1,087) 2,227	(42) 58	— 112	(22,909) 30,327
廃 止 届	(199) 246			(14) 19	(14) 19	(59) 102		(176) 216	(332) 469	(1) 3	— 3	(795) 1,077
休止届・再開届	(6) 10			(0) 0	(0) 0	(11) 17		(11) 14	(8) 15	(0) 0		(36) 56
管理者兼務 廃 止 届	(79) 116				(0) 0	(19) 25		(0) 0		(0) 0		(98) 141
取扱処方箋数届	(1,777) 2,301											(1,777) 2,301
返 納 届		61	0				— 29					0 90
配置従事届							— 192					0 192
計	(17,792) 22,482	735	51	(81) 108	(72) 93	(4,848) 6,375	— 336	(3,455) 4,345	(1,959) 3,480	(48) 68	— 1,253	(28,255) 39,326

前 年 度 計 (参 考)	(17,394) 21,739	679	23	(89) 116	(68) 94	(5,324) 6,996	— 201	(3,568) 4,614	(2,084) 3,811	(35) 51	— 1,132	(28,562) 39,456
--------------------	--------------------	-----	----	-------------	------------	------------------	----------	------------------	------------------	------------	------------	--------------------

(注) ()内は保健所設置市内数

4 薬事監視指導

(1) 薬事監視指導実施状況

医薬品等の製造販売・製造業並びに薬局及び医薬品等販売業等に対して立入検査を実施した。

製造販売業に対しては、品質管理の向上及び安全管理の一層の推進を図るため、GQP、GVP、体制QMSに基づく指導を実施した。

製造業に対しては、GMP等に基づき製造所の構造設備、医薬品等の品質、製造工程の管理に重点を置くとともに、諸外国への輸出用医薬品等のGMP証明に係る監視を実施した。

薬局・医薬品等販売業については、医薬品等の取扱い及び管理状況、偽造医薬品の流通防止等に重点をおいて監視を実施した。

業種	事項	県					保健所設置市					合 計				
		許可・登録・届出 施設数	監視指導 施設数	監視率 (%)	違反発見 施設数	違反率 (%)	許可・届出 施設数	監視指導 施設数	監視率 (%)	違反発見 施設数	違反率 (%)	許可・登録・届出 施設数	監視指導 施設数	監視率 (%)	違反発見 施設数	違反率 (%)
薬品	薬局	998	561	56.2	1	0.2	3,269	1,127	34.5	24	2.1	4,267	1,688	39.6	25	1.5
	認定地域連携薬局	358	0	0.0	-	0.0						358	-	0.0	-	0.0
	専門医療機関連携薬局	18	0	0.0	-	0.0						18	-	0.0	-	0.0
	第一種	7	1	14.3	-	0.0						7	1	14.3	-	0.0
	第二種 (体外診断薬を除く)	14	4	28.6	-	0.0						14	4	28.6	-	0.0
	体外診断薬 医薬品	15	7	46.7	-	0.0						15	7	46.7	-	0.0
	薬局	40	26	65.0	-	0.0	157	48	30.6	-	0.0	197	74	37.6	-	0.0
	体外診断薬を除く※1	88	71	80.7	1	1.4						88	71	80.7	1	1.4
	体外診断薬に限る	26	10	38.5	-	0.0						26	10	38.5	-	0.0
	薬局	40	26	65.0	-	0.0	157	48	30.6	-	0.0	197	74	37.6	-	0.0
	店舗販売業	409	127	31.1	-	0.0	1,179	357	30.3	2	0.6	1,588	484	30.5	2	0.4
	卸売販売業	164	76	46.3	-	0.0	377	91	24.1	-	0.0	541	167	30.9	-	0.0
	薬種商販売業	-	-	-	-	0.0	-	-	0.0	-	0.0	-	-	0.0	-	0.0
	特例販売業	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-	0.0	-	0.0
医療機器	配置従事者	131	4	3.1	1	25.0						131	4	3.1	1	25.0
	業務上取扱う施設	235	-	0.0	-	-						235	-	-	-	0.0
			28		-	0.0		-		6	0.0	-	28		6	21.4
	医薬部外品製造販売業	57	19	33.3	-	0.0						57	19	33.3	-	0.0
	医薬部外品製造業	139	52	37.4	-	0.0						139	52	37.4	-	0.0
	販売業		185		-	0.0		96		-	0.0		281		-	0.0
	業務上取扱う施設		1		-	0.0		-		1	0.0		1		1	100.0
	化粧品製造販売業	166	42	25.3	2	4.8						166	42	25.3	2	4.8
	化粧品製造業	253	79	31.2	-	0.0						253	79	31.2	-	0.0
	販売業		185		-	0.0		94		-	0.0		279		-	0.0
	業務上取扱う施設		1		-	0.0		-		-	0.0		1		-	0.0
	医療機器第一種	36	8	22.2	-	0.0						36	8	22.2	-	0.0
	製造販売第二種	71	22	31.0	-	0.0						71	22	31.0	-	0.0
	業第三種	47	9	19.1	-	0.0						47	9	19.1	-	0.0
再生医療等製品	医療機器製造業	254	63	24.8	-	0.0						254	63	24.8	-	0.0
	医療機器修理業	282	74	26.2	-	0.0						282	74	26.2	-	0.0
	販売高度管理医療機器等	1,085	498	45.9	-	0.0	3,824	973	25.4	-	0.0	4,909	1,471	30.0	-	0.0
	管理医療機器	5,245	741	14.1	-	0.0	18,115	452	2.5	-	0.0	23,360	1,193	5.1	-	0.0
	一般医療機器		205		-	0.0		-		-	0.0		205		-	0.0
	貸高度管理医療機器等	412	173	42.0	-	0.0	1,418	310	21.9	-	0.0	1,830	483	26.4	-	0.0
	管理医療機器	1,008	345	34.2	-	0.0	1,106	67	6.1	-	0.0	2,114	412	19.5	-	0.0
	一般医療機器		161		-	0.0		-		-	0.0		161		-	0.0
	業務上取扱う施設		10		-	0.0		-		-	0.0		10		-	0.0
	再生医療等製品製造販売業	2	1	50.0	-	0.0						2	1	50.0	-	0.0
	再生医療等製品製造業※2	3	-	-	-	-						3	-	-	-	-
	再生医療等製品販売業	14	10	71.4	-	0.0	44	13	29.5	-	0.0	58	23	39.7	-	0.0
	業務上取扱う施設		3		-	0.0		-		-	0.0		3		-	0.0
小計		11,617	3,828	33.0	5	0.1	29,646	3,676	12.4	33	0.9	41,263	7,504	18.2	38	0.5
指定薬物を取り扱う施設			-		-	0.0		-		-	0.0		-		-	0.0
総計		11,617	3,828	33.0	5	0.1	29,646	3,676	12.4	33	0.9	41,263	7,504	18.2	38	0.5

※1医薬品製造業(体外診断薬を除く)は、地方厚生局長許可施設7施設を含む。

※2再生医療等製品製造業は、地方厚生局長許可施設3施設。

薬事監視指導結果違反内訳一覧表

令和6年度

業種	事項	許可・登録・届出施設数	監視指導施設数	違反発見施設数	違反内容※1										措置※2		
					無許可・無登録・無届業	無承認・無認証品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	販売体制等の不備	特定販売に係る違反	医薬品販売業者の管理者に係る違反	品質管理の不備	その他	計	停止許可取消・登録取消・業務報告書等	計
医薬品	薬局	998	561	1	-	-	-	-	-	3	-	5	-	2	10	-	2
	認定薬局	358	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	地域連携薬局	18	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	専門医療機関連携薬局	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医薬品製造販売業	14	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	第一種	15	7	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3	-	2
	第二種(体外診断薬を除く)	40	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	体外診断薬	88	71	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
	薬局	26	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	体外診断薬を除く	40	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	体外診断薬に限る	409	127	-	4	11	-	-	20	-	-	-	-	-	35	-	3
	店舗販売業	164	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
	卸売販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	特例販売業	131	4	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	4	-	1
	配販売業	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	置従事者	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	業務上取扱う施設	57	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
医薬部外品	医薬部外品製造販売業	139	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医薬部外品製造業	-	185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	販売業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	業務上取扱う施設	166	42	2	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	5	-	4
化粧品	化粧品製造販売業	253	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1
	化粧品製造業	-	185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	販売業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	業務上取扱う施設	36	8	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	4	-	4
医療機器	医療機器製造販売業	71	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	第一種	47	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	第二種	254	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	第三種	282	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医療機器製造業	1,085	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	医療機器修理業	5,245	741	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	販売業	205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	高度管理医療機器等	412	173	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	管理医療機器	1,008	345	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	一般医療機器	161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	高度管理医療機器等	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
再生医療等製品	再生医療等製品製造販売業	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	再生医療等製品製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
	再生医療等製品販売業	14	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
	業務上取扱う施設	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
小計		11,617	3,828	5	4	11	0	7	21	4	0	6	0	11	64	0	20
指定薬物を取り扱う施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
総計		11,617	3,828	5	4	11	0	7	21	4	0	6	0	11	64	0	20

※1 令和6年度中に発見した違反の内容(令和6年度中未措置の違反を含む)

※2 令和6年度中に行った違反措置の件数(令和5年度以前に発見した違反を含む)

(2) 医薬品等の品質検査

医薬品等の品質確保を図るため、令和6年度は5件の収去による品質検査を行った。

収去による品質検査

令和6年度

検査機関	品 目		検体数	不適件数	検査項目	不適理由
衛生研究所	医薬品	原薬	1	0	日本薬局方	-
	医薬部外品	-	-	-	-	-
	化粧品	洗顔料	1	0	防腐剤等	-
		香水	1	0		-
		マッサージジェル	1	0		-
	医療機器	単回使用視力補正用 色付コンタクトレンズ	1	0	外観試験 無菌試験	-
計			5	0		

(3) 医薬品等の違反発見状況

令和6年度中の医薬品等の違反品は延べ13品目で、違反施設数は6施設であり、その状況は次のとおりである。なお、これらの違反品は回収・廃棄などを行ったほか、関係都道府県に措置依頼の通報を行った。

分 類	医 薬 品	医 薬 部 外 品	化 粧 品	医 療 機 器	計	発 見 者		原 因		施 設 計
						本 県	他 県	本 県	他 県	
無 許 可 品	13	-	-	1	14	5	2	4	3	7
不 良 品	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0
不正表示品	2	-	4	1	7	6	-	6	-	6
広告違反品	-	-	1	-	1	1	-	1	-	1
そ の 他	2	-	-	3	5	5	-	5	-	5
計	17	0	5	5	27	17	2	16	3	19

5 医薬類似品等の監視指導

健康食品等は、消費者の健康志向に合わせて多種多様の製品が流通しており、その販売方法も医薬品的効能効果を標ぼうするなど、問題の多いものがあることから、これら医薬類似品等の実態の把握及び監視指導のため試買検査を実施した。また、試買検査以外の健康食品等についても、広告などの内容の検査を実施した。

(1) 健康食品等の試買検査等状況

対象業者 通信販売業者等
対象品目 健康食品

年度	項目 検体数	薬効標ぼう数		分析結果			検出された医薬品成分
		違反数	違反率	検体数	違反数	違反率	
6年度	20	0	-	20	0	-	
5年度	20	0	-	20	0	-	
4年度	19	0	-	19	0	-	ビンポセチン(1検体) ^{※1}
3年度 ^{※2}	0	0	-	0	0	-	
2年度	30	9	30.0%	30	4	13.3%	タダラフィル(4検体)
元年度	30	0	-	30	0	-	
30年度	30	0	-	30	0	-	

※1 ビンポセチンが医薬品成分であることが明確になる前に購入した製品であるため、関係自治体へ情報提供した。

※2 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による業務見直しにより、試買検査の実施を見送った。

(2) 健康食品等の違反状況

試買検査以外の健康食品や健康器具等について、医薬品医療機器等法違反に該当しているもの5件(5品目)を発見、措置した。

ア 健康食品の違反状況

令和6年度

項目 種類	発 見 場 所		発 見 の 端 緒					措 置			
	本県	他県	新聞雑誌	チラシ広告	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
果実・果肉加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
緑葉植物加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
藻 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
海 草 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
菌 茸 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植物種子加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
穀類胚芽加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植 物 性 油 脂 類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
食物繊維等加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
生 薬 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
植 物 発 酵 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
花 粉 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ローヤルゼリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
は 虫 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
動物性油脂類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
骨粉等加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
貝 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
イオン水等飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
鉱 物 等 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
その他の健康食品	3	2	-	1	-	1	3	3	2	-	5
計	3	2	0	1	0	1	3	3	2	0	5

措置が完了していないものを含むため、発見と措置の件数は合致しない場合がある。

イ 健康器具等の違反状況

令和6年度

項目 種類	発見場所		発見の端緒					措置			
	本県	他県	新聞雑誌	チラシ等	インターネット	苦情	その他	通報	報告書	その他	計
健康器具等に効能効果を標ぼうしたもの	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1

措置が完了していないものを含むため、発見と措置の件数は合致しない場合がある。

6 薬事講習会の開催

薬局・医薬品販売業者、医薬品製造販売・製造業者等を対象として、関係法令等について、十分な理解と認識を深めるため薬事講習会を開催した。

対象業者		年度	6年度		5年度	
		項目	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者	薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者		2	67	2	78
	関 係 団 体 主 催 の 講 習 会		13	522	13	664
	小 計		15	589	15	742
医 薬 品 等 製 造 関 係 団 体 主 催 の 講 習 会			3	748	3	660
合 計			18	1,337	18	1,402

7 登録販売者試験

年度	6年度	5年度	4年度
実施期日	令和6年9月8日	令和5年9月10日	令和4年9月11日
申込者数	3,751人	3,501人	3,831人
受験者数	2,997人	2,881人	3,216人
合格者数	1,432人	1,369人	1,433人
合格率	47.8%	47.5%	44.6%

8 医薬品等価格調査

厚生労働大臣の定める薬価基準等の基礎資料を作成することを目的として、国からの委託により医薬品等の価格調査を実施した。

(1) 医薬品価格調査

- ・他計調査

調査時期 令和6年12月

調査対象 2客体

- ・自計調査

実施せず。

(2) 特定保険医療材料価格調査

- ・他計調査

調査時期 令和6年12月

調査対象 2客体

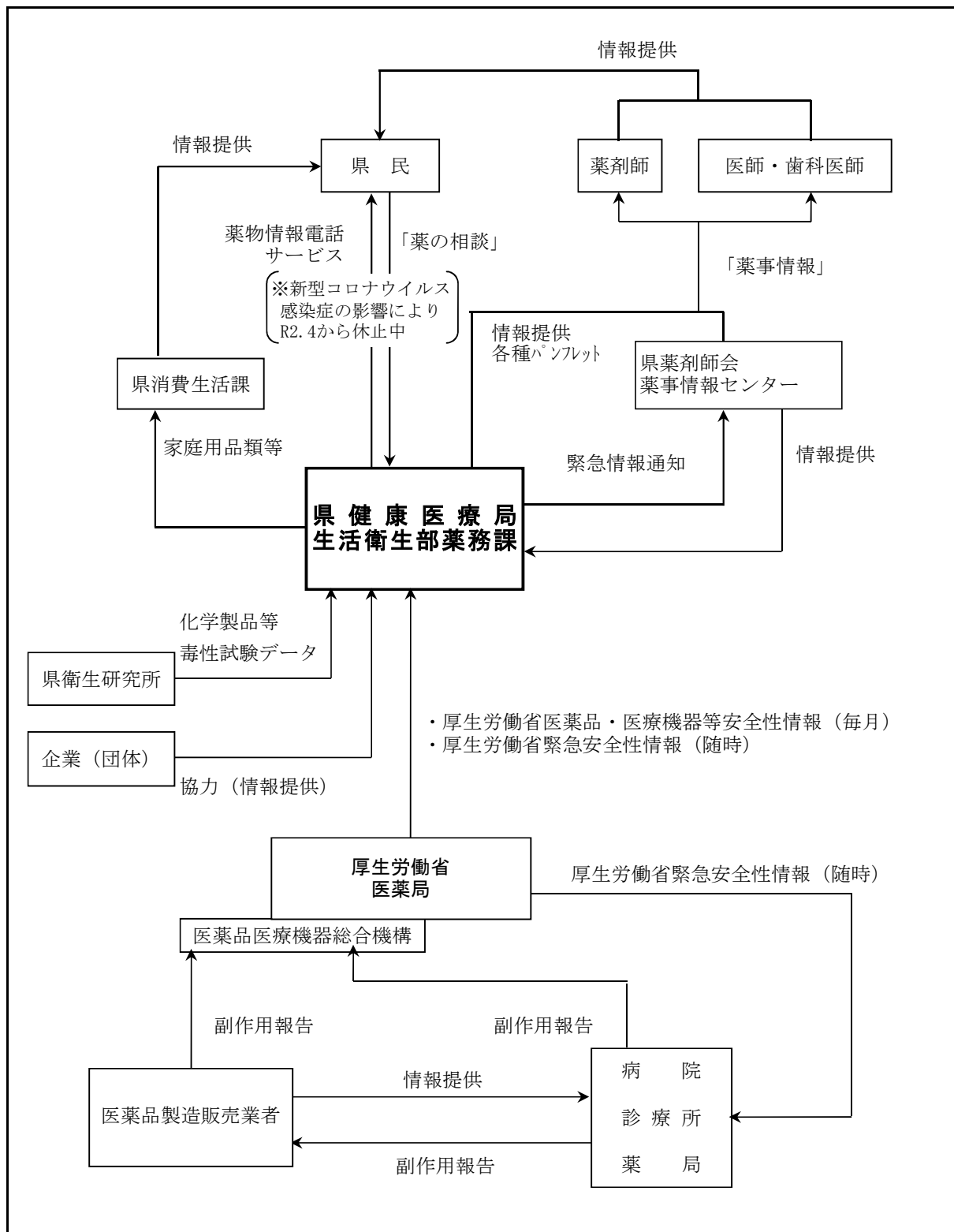
- ・自計調査

実施せず。

Ⅲ 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービスの窓口を設け、薬剤師が県民からの問い合わせに応じている。なお新型コロナウイルスまん延防止を図る業務体制を充実させていた影響から、令和2年4月16日より本電話サービスを休止し、令和6年度についても引き続き休止した。

提供する情報の種類 ・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
 ・急性薬物中毒に関する情報

ア 問い合わせ状況

内 容		2年度	元年度	30年度	29年度
医薬品の効能・副作用に関すること		29(85.3%)	799(88.6%)	1,130(91.1%)	950(88.0%)
内 訳	医療用医薬品	26(76.5%)	775(85.9%)	1,107(89.2%)	923(85.5%)
	一般用医薬品	3(8.8%)	24(2.7%)	23(1.9%)	27(2.5%)
誤飲・誤食の処置に関すること		3(8.8%)	54(6.0%)	72(5.8%)	85(7.9%)
内 訳	医薬品等	3(8.8%)	50(5.5%)	68(5.5%)	80(7.4%)
	家庭用品類	0(0.0%)	4(0.4%)	4(0.3%)	5(0.5%)
化学製品の安全性に関すること		0(0.0%)	1(0.1%)	6(0.5%)	6(0.6%)
そ の 他		2(5.9%)	48(5.3%)	33(2.7%)	38(3.5%)
合 計		34(100%)	902(100%)	1,241(100%)	1,079(100%)

イ 問い合わせ件数の推移

年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
件数	34	902	1,241	1,079	1,022	797	834	807

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ・事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・開設時期 昭和46年4月 [県補助開始 昭和53年4月]・職員数 2名

イ 情報提供件数

年 度	6年度			
利用者 区分 質問・項目	薬剤師会 会 員	医師会・歯 科医師会員	その他	計
医 薬 品 一 般 メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	5 (0.6%)	0 (0.0%)	12 (20.7%)	17 (1.8%)
保険・薬価・再評価	737 (82.8%)	5 (41.7%)	5 (8.6%)	747 (77.8%)
副作用・相互作用 ・毒性・催奇形性	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	1 (0.1%)
誤 飲 ・ 誤 用 ・ リ ス ク	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	1 (0.1%)
そ の 他 ※	148 (16.6%)	7 (58.3%)	39 (67.2%)	194 (20.2%)
合 計	890	12	58	960
県 補 助 金	2,394千円			

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目 \ 年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
開 催 回 数	90回	75回	64回	51回	55回
開 催 延 日 数	439日間	237日間	261日間	161日間	155日間
総 入 場 者 数	125,043人	92,068人	186,407人	8,942人	2,022人

3 医薬品適正使用の推進

医薬品の効果や副作用などの薬に関する基礎知識についての出前講座を実施することで、薬の正しい知識習得を図り、医薬品適正使用を推進している。令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で講座の開催は見送ったが、令和5年度から再開した。

	回数	受講者数
令和6年度	30回	698名
令和5年度	30回	819名
令和4年度	コロナにより見送り	
令和3年度	コロナにより見送り	
令和2年度	1回	12名

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県では、ホームページにおいて同制度の内容を掲載して県民に周知し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用することができるように、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者7名、薬事等関係者3名、県民3名を委員に選任し、後発医薬品の使用促進の取組みを進めている。

令和6年度は、後発医薬品を含めた医薬品の供給が不安定であること等により協議会は開催しなかった。

後発医薬品普及状況

	5年度	4年度	3年度
全国	85.3%	83.7%	82.1%
神奈川県	83.6%	82.1%	80.4%

IV 医薬品等の生産指導

1 医薬品製造販売等の状況

(1) 医薬品等製造販売・製造・修理業者数

各年度3月末現在

業種 年度	医 薬 品			医 薬 部 外 品			化 粧 品			医 療 機 器				体 外 診 断 用 医 薬 品			再生医療等製品			計			
	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	修理	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	小計	製造 販売	製造	修理	小計
6年度	21	88	109	57	139	196	166	253	419	154	254	282	690	15	26	41	2	3	5	415	763	282	1,460
5年度	20	88	108	56	136	192	159	246	405	158	255	285	698	13	23	36	1	4	5	407	752	285	1,444
4年度	17	87	104	55	131	186	149	234	383	145	249	282	676	14	25	39	1	3	4	381	729	282	1,392
3年度	17	89	106	55	136	191	145	237	382	140	241	279	660	13	26	39	1	4	5	371	733	279	1,383
2年度	16	89	105	53	132	185	140	222	362	133	234	277	644	11	25	36	1	4	5	354	706	277	1,337

医薬品製造業者数には、地方厚生局長許可施設を含む。再生医療等製品製造業者数は、すべて地方厚生局長許可施設。

(2) 医薬品製造販売等許可及び承認状況

ア 知事権限に係わる医薬品製造販売等許可状況

平成7年4月1日、医薬品(ただし、地方厚生局長許可医薬品を除く)、医薬部外品及び化粧品の製造(輸入)業者の許可権限が知事に委任された。

平成9年4月1日、医療機器(ただし、地方厚生局長許可医療機器を除く)の製造(輸入)業者の許可権限について知事に委任された。

平成17年4月1日、業として製造販売業が規定され、製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

平成26年11月25日、新たに再生医療等製品製造業及び体外診断用医薬品製造業が規定され、さらに、医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業が登録制となった。医療機器製造業者及び体外診断用医薬品製造業者の登録権限について知事に委任された。

また、新たに、再生医療等製品製造販売業及び体外診断用医薬品製造販売業が規定され、再生医療等製品製造販売業者及び体外診断用医薬品製造販売業者の許可権限について知事に委任された。

現在、地方厚生局長許可である製造業は、医薬品製造業の一部と再生医療等製品製造業だけで、それ以外の製造業及びすべての製造販売業者の許可権限は知事に委任されている。

＊ 地方厚生局長が許可する医薬品製造業

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 生物学的製剤 | ⑤ 細胞培養技術応用医薬品 |
| ② 放射性医薬品 | ⑥ 細胞組織医薬品 |
| ③ 国家検定医薬品 | ⑦ 特定生物由来医薬品 |
| ④ 遺伝子組換え技術応用医薬品 | |

イ 知事権限に係わる医薬品等製造販売承認状況

医薬品等の承認権限は、昭和45年にかぜ薬の一部が知事に委任され、その後順次委任品目が拡大された。

現在、次の医薬品等の製造販売承認の権限が知事に委任されている。

医 薬 品	かぜ薬、解熱鎮痛薬、しゃ下薬、鎮咳去痰薬、鎮うん薬、医療用ガス(液体酸素・液体窒素)、点眼薬・洗眼薬、ビタミン主薬製剤、浣腸薬、駆虫薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、胃腸薬、外用痔疾用薬、みずむし・たむし用薬、鎮痒消炎薬、漢方製剤、生薬製剤、外用鎮痛消炎薬
医薬部外品	生理処理用品、清浄綿、染毛剤、パーマメント・ウェーブ用剤、薬用歯みがき類、健胃清涼剤、ビタミン剤、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかざれ用剤、浴用剤

令和6年度 知事承認・一部変更承認件数

品 目	承 認 件 数	備 考
医 薬 品	1	鎮痒消炎薬
医 薬 部 外 品	4	染毛剤
計	5	

ウ 医薬品等製造販売・製造許可等申請・届出取扱件数

令和6年度

業 態 項 目			許 可 ・ 登 録 施 設 数	申 請								届 出										計	前 年 度 計
				新 規 許 可 ・ 登 録 新	許 可 ・ 登 録 更 新	区 分 追 加 変 更 許 可	製 造 販 売 承 認	承 認 事 項 一 部 変 更	管 理 者 承 認	許 可 ・ 登 録 証 再 交 付 ・ 書 換 交 付	適 合 性 調 査	変 更 届 の 他	更 造 設 備	承 認 事 項 軽 微 変 更	承 認 承 継 届	承 認 整 理 届	承 認 事 項 記 載 整 備 届	製 造 販 売 届	化 粧 品 製 造 販 売 変 更 届	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 届			
医 薬 品	製 造 販 売 業 製 造 業	体外診断薬 を除く	21	2	5	—	1	0	—	0	—	4	—	3	7	0	0	0	—	—	3	25	25
		体外診断用 医薬品	15	3	3	—	—	—	—	0	—	7	—	1	—	—	—	—	—	—	1	15	14
		大臣	7	0	2	0	—	—	0	0	—	2	4	4	—	—	—	—	—	—	0	12	8
		知事	体外診断薬 を除く	81	4	23	0	—	—	4	1	114	18	95	24	—	—	—	—	—	—	6	289
	体外診断用 医薬品		26	2	4	—	—	—	0	—	0	7	—	9	—	—	—	—	—	—	0	22	14
医 部 外 薬 品	製 造 販 売 業		57	4	17	—	6	0	—	0	—	10	—	13	1	0	2	—	—	—	4	57	33
	製 造 業		139	10	37	2	—	—	0	1	0	28	70	38	—	—	—	—	—	—	6	192	177
化 粧 品	製 造 販 売 業		166	12	30	—	—	—	—	2	—	16	—	28	—	—	—	—	2,075	3,268	7	5,438	4,129
	製 造 業		253	20	42	2	—	—	0	1	—	35	95	58	—	—	—	—	—	—	14	267	279
医 療 機 器	製 造 販 売 業		154	10	29	—	—	—	—	6	—	21	—	46	—	—	—	—	—	—	14	126	125
	製 造 業		254	18	37	—	—	—	1	5	—	30	—	69	—	—	—	—	—	—	24	184	175
	修 理 業		282	19	51	6	—	—	—	6	—	42	38	115	—	—	—	—	—	—	26	303	298
再 生 医 療 等 製 品	製 造 販 売 業		2	1	0	—	—	—	—	0	—	0	—	2	—	—	—	—	—	—	3	0	
	製 造 業		3	2	1	0	—	—	3	0	—	0	3	2	—	—	—	—	—	—	1	12	5
計			1,460	107	281	10	7	0	8	22	114	220	305	412	8	0	2	0	2,075	3,268	106	6,945	5,613

2 医薬品等の製造販売・製造状況

県内で製造販売・製造されている医薬品、化粧品及び医療機器の生産金額は次のとおりである。

主な品目	医薬品	抗生物質製剤、解熱鎮痛剤、中枢神経系用剤、消化器官用剤
	化粧品	化粧水、ファンデーション、クリーム、乳液、シャンプー、口紅
	医療機器	医療用X線装置、医療用X線フィルム、補聴器、歯科材料

神奈川県の実業等生産金額(令和5年) (単位: 百万円)

品 目	生産金額
医 薬 品	436,959
化 粧 品	240,718
医 療 機 器	23,570

(注1) 医薬品、医療機器の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計による。

(注2) 医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。

(注3) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。

(注4) 化粧品の生産金額は経済産業省生産動態統計(化学工業統計)による。

3 医薬品等国家検定

医薬品等のうちで製造、試験等に高度な技術を要するもの、製造過程において特に品質管理が難しいもの等は医薬品医療機器等法第43条の規定に基づき国立感染症研究所の検定を受け、かつ、合格したものでなければならず、合格した医薬品等には検定に合格した旨を表示させている。

年度	業者数	品目数	申請数	備 考
6年度	1	5	28	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来) 肺炎球菌ワクチン
5年度	1	4	21	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来) 肺炎球菌ワクチン
4年度	1	4	17	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)
3年度	1	3	19	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来) 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)
2年度	1	2	12	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)

V 毒物劇物指導

1 毒物劇物営業者の状況

(1) 毒物劇物営業者等数

各年度3月末現在

業種 年度	製 造・ 輸 入 業	販 売 業				特 定 毒 物 研 究 者	業 務 上 取 扱 者					特 定 毒 物 使 用 者	計
		一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	小 計		電 気 め っ き 事 業	金 属 熱 処 理 事 業	運 送 事 業	し ろ あり 防 除 事 業	小 計		
6年度	284	2,065	159	45	2,269	69	74	5	49	0	128	9	2,759
5年度	287	2,106	160	47	2,313	68	75	5	49	0	129	9	2,806
4年度	284	2,196	166	48	2,410	66	85	6	50	0	141	9	2,910
3年度	286	2,234	185	54	2,473	74	92	7	48	0	147	9	2,989
2年度	286	2,331	189	60	2,580	76	91	7	48	0	146	8	3,096

(2) 毒物劇物関係事務処理件数

令和6年度

区 分 業 種	新 規 登 録 申 請・ 届 出 等	登 録 更 新 申 請	登 録 変 更 申 請	登 録 票 等 書 換 え 交 付 申 請	登 録 票 等 再 交 付 申 請	毒 取 扱 物 責 任 者		変 更 届		廃 止 届	計	前 年 度 計
						設 置 届	変 更 届	構 造 設 備	そ の 他			
製 造 業	7	25	23	5	-	7	18	25	15	10	135	159
輸 入 業	10	18	36	2	-	10	1	10	7	10	104	135
販 売 業	(83) 103	(256) 365		(11) 15	(1) 1	(38) 54	(147) 239	(47) 65	(109) 132	(83) 119	(775) 1,093	(840) 1,238
特 定 毒 物 研 究 者	(5) 8			(2) 2	(-) -			(4) 4	(3) 5	(8) 10	(22) 29	(20) 26
業 務 上 取 扱 者	(5) 5					(5) 5	(5) 6		(2) 8	(4) 5	(21) 29	(45) 55
特 定 毒 物 使 用 者	(-) -			(-) -	(1) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(2) 2	(-) -	(3) 3	(1) 1
計	(93) 133	(256) 408	(0) 59	(13) 24	(2) 2	(43) 76	(152) 264	(51) 104	(116) 169	(95) 154	(821) 1,393	(906) 1,614

(注) ()内は保健所設置市内数

2 毒物劇物監視指導

(1) 毒物劇物監視指導実施状況

毒物劇物等による危害又は事故の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い・保管管理・廃棄処理の徹底を図った。特に、毒物である無機シアン化合物や劇物であるトルエンなどを取扱う事務所や営業所に対して、重点的に監視指導を行った。また、液体や気体の毒物劇物を貯蔵する屋外・屋内・地下タンクやこれらを運送するタンクローリーについて流出事故防止等の指導を行った。

令和6年度

事 項 業 種	県					保 健 所 設 置 市					合 計				
	登 録 ・ 届 出 施 設 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 発 見 施 設 数	違 反 率	登 録 ・ 届 出 施 設 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 発 見 施 設 数	違 反 率	登 録 ・ 届 出 施 設 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 発 見 施 設 数	違 反 率
製 造 業	167	43	25.7%	-	0.0%	-	-	-	-	-	167	43	25.7%	-	0.0%
輸 入 業	117	33	28.2%	1	3.0%	-	-	-	-	-	117	33	28.2%	1	3.0%
一 般 販 売 業	527	180	34.2%	-	0.0%	1,538	404	26.3%	8	2.0%	2,065	584	28.3%	8	1.4%
農業用品目販売業	88	35	39.8%	-	0.0%	71	13	18.3%	-	0.0%	159	48	30.2%	-	0.0%
特定品目販売業	15	1	6.7%	-	0.0%	30	6	20.0%	-	0.0%	45	7	15.6%	-	0.0%
特定毒物研究者	19	3	15.8%	-	0.0%	50	24	48.0%	-	0.0%	69	27	39.1%	-	0.0%
電気めっき事業	15	3	20.0%	-	0.0%	59	6	10.2%	-	0.0%	74	9	12.2%	-	0.0%
金属熱処理事業	3	-	0.0%	-	0.0%	2	-	0.0%	-	0.0%	5	-	0.0%	-	0.0%
運 送 事 業	5	-	0.0%	-	0.0%	44	12	27.3%	-	0.0%	49	12	24.5%	-	0.0%
しろあり防除事業	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%	-	-	0.0%	-	0.0%
特定毒物使用者	3	-	0.0%	-	0.0%	6	5	83.3%	-	0.0%	9	5	55.6%	-	0.0%
そ の 他		4		1	25.0%		6		6	100.0%		10		7	70.0%
計	959	302	31.5%	2	0.7%	1,800	476	26.4%	14	2.9%	2,759	778	28.2%	16	2.1%

毒物劇物監視指導違反内訳一覧表

令和6年度

業種 内容		登 録 ・ 届 出 施 設 数	監 視 指 導 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	違 反 発 見 件 数 ※1									措 置 ※2			
					無 登 録 無 届 業	制 限 品 目 の 販 売	構 造 設 備	取 扱 責 任 者 の 管 理 状 況	毒 物 劇 物 の 取 扱 い	表 示	譲 渡 ・ 交 付	そ の 計 他	登 録 取 消	業 務 停 止	報 告 書 等	計	
製 造 業		167	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸 入 業		117	33	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	2	2
一 般 販 売 業		527	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
農 業 品 目 販 売 業		88	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 定 品 目 販 売 業		15	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 定 毒 物 研 究 者		19	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	電 気 め っ き 事 業	15	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 送 事 業	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	し ろ あ り 防 除 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他		4	1		-	-	-	1	-	-	-	1		-	1	1
特 定 毒 物 使 用 者		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		959	302	2	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	6	6

※1 令和6年度中に発見した違反の内容(令和6年度中未措置の違反を含む)

※2 令和6年度中に行った違反措置の件数(令和5年度以前に発見した違反を含む)

(2) 毒物劇物講習会の開催

毒物及び劇物取締法に関する知識を周知させ、毒物劇物の適正な取扱い・保管・譲渡等を図るために、毒物劇物販売業者等を対象者に講習会を開催した。

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
関係機関・団体主催研修会	2 回	133 人

3 毒物劇物取扱者試験

年 度	6 年 度				5 年 度				4 年 度			
実施期日	令和6年6月30日				令和5年6月25日				令和4年6月26日			
区 分	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
一 般	630	559	276	49.4%	641	562	265	47.2%	686	595	341	57.3%
農薬用品目	76	71	20	28.2%	57	48	12	25.0%	89	79	28	35.4%
特定品目	5	4	3	75.0%	5	3	1	33.3%	12	11	4	36.4%
計	711	634	299	47.2%	703	613	278	45.4%	787	685	373	54.5%

VI 薬物乱用防止対策

1 概 況

薬物乱用による弊害は、乱用者個人の心身を破滅させるばかりでなく各種犯罪を誘因する恐れがあるなど、社会に与える影響は計り知れない。わが国においては、近年の大型覚醒剤密輸事犯の相次ぐ摘発や、匿名性の高いウェブサイトを利用した密売の巧妙化・潜在化、若年層への大麻の乱用の拡大など、乱用問題は深刻な状況にある。

こうした状況の中、国は令和5年8月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策をより強力に推進することとした。

本県では、これら薬物乱用防止対策として知事を本部長とする神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策及び取締対策の2部会を設置しており、特に、啓発・青少年対策部会においては学校での啓発資材の配布や、各種キャンペーンの開催、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣及び専門家による講演会等により、青少年の薬物乱用防止を図った。さらに危険ドラッグ対策として、平成27年3月に「神奈川県薬物濫用防止条例」を制定し、取組みを強化している。また麻薬が適正に使用・管理なされるよう、取扱施設の監視指導等を行った。

2 薬物乱用対策推進体制

(1) 薬物乱用対策推進体制

ア 神奈川県薬物乱用対策推進本部

設立 昭和48年7月24日

構成 本部長 知事

副本部長 副知事、県教育長、県警察本部長

本部員 29名(国機関8名、県機関4名、市町村8名、民間団体等9名)

(令和7年5月31日現在)

目的 ① 神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱の策定

② 関係機関・団体が行う啓発、取締対策及び乱用者等に対する措置に係る調整

イ 薬物クリーンかながわ推進会議

設立 平成4年10月28日

会長 長津 雅則 ((公社) 神奈川県薬剤師会会長)

構成 顧問 知事・横浜税関長・県警察本部長 (参加団体182団体 令和7年4月現在)

(2) 薬物乱用防止対策活動状況

ア 薬物乱用防止推進地域連絡会

令和6年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に沿って、薬物乱用防止推進地域連絡会を開催した。

イ 県ホームページ等を活用した薬物乱用防止用動画のインターネット配信

薬物乱用防止について啓発するため、過去に薬物を使用して立ち直った方の体験談等を県ホームページにより動画配信した。さらに危険ドラッグ乱用防止啓発動画を配信した。

ウ 県SNS等を活用した薬物乱用防止に関する広告の配信

若い世代向けに、大麻や危険ドラッグなどの薬物について、乱用を防止するための啓発広告や正しい情報をX、Instagram、LINE等で発信した。

エ 薬物乱用防止用動画の市中での配信

薬物乱用防止について啓発するために、デジタルサイネージを活用し、市中で動画配信を実施した。

オ 薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用防止講演会、薬物クリーンキャンペーン、広報紙の発行等を行った。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のほか、新国連薬物根絶宣言(2009～2019年)の支援事業の一環である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)を国連が支援するための国連支援募金に協力した。

活 動 内 容 一 覧

令和6年度

実施主体	実施日・回数	内 容 等
神奈川県薬物乱用 対 策 推 進 本 部	令和6年5月23日	神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会
	延べ11回	薬物乱用防止推進地域連絡会の開催 県各保健福祉事務所(センターを含む)、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市
薬物クリーンかなが わ推進会議	令和6年4月26日	運営委員会
	令和6年6月20日 ～ 7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(厚生労働省主唱) ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等63箇所
	令和6年6月20日 ～ 11月30日	国連支援募金((公財)麻薬・覚醒剤乱用防止センター主催) 募金活動(県内募金総額 903,073円)
	令和6年10月1日 ～ 11月30日	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(厚生労働省主唱) 啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等48,373部
	令和7年3月3日 ～ 3月12日	広報委員会(書面会議)
	令和7年3月25日	広報・機関誌「薬物クリーンかながわ」(No.42)の発行
そ の 他	令和6年12月	有職・無職少年への薬物乱用防止啓発事業の実施協力 有職少年、無職少年向けのウェットティッシュ22,000個配布

作成啓発資材(県作成成分含む)

令和6年度

資 材 名	作 成 数	資 材 名	作 成 数
消しゴム	10,000個	付箋	5,000個
ウェットティッシュ	21,400個	フリクションマーカー	3,500個
プラスチックバック	10,000枚	リーフレット(あなたの人生を守るために)	80,000部
啓発チラシ	1,400部		

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター支給啓発資材等
(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金用)

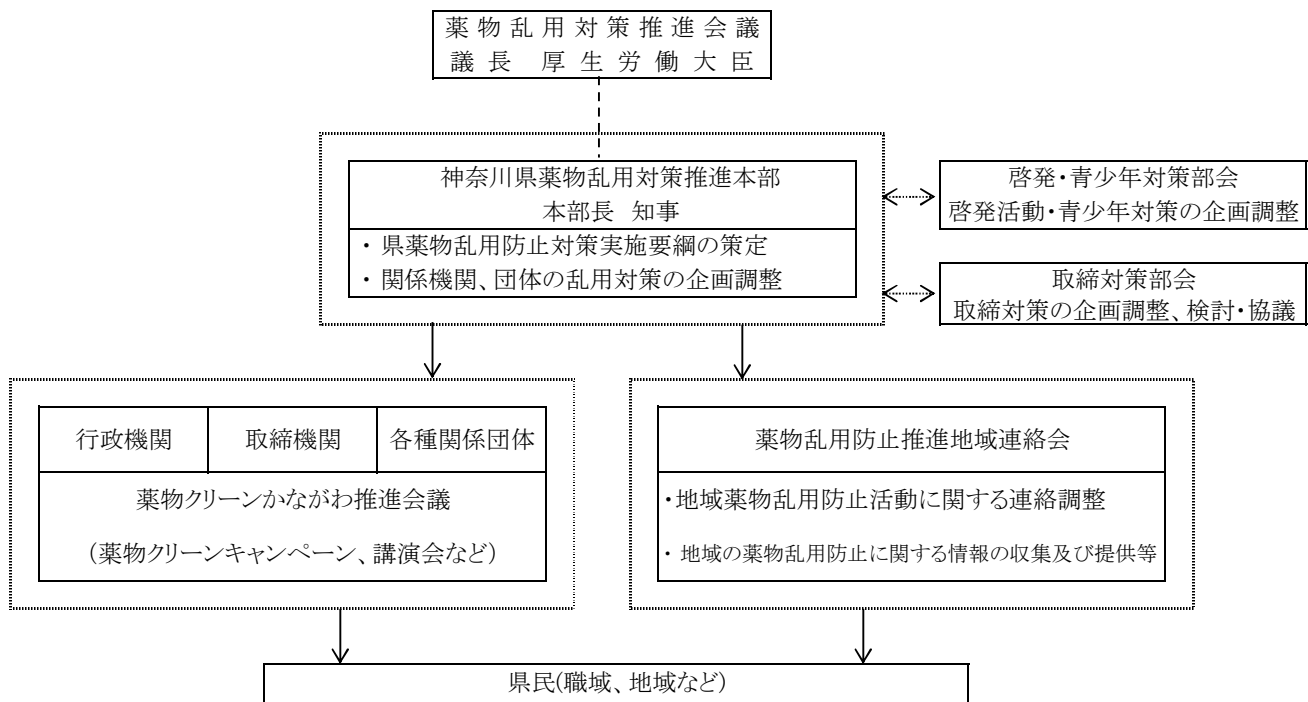
令和6年度

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
募 金 箱	933個	ポ ス タ ー	3,323枚
リ ー フ レ ッ ト	62,213部		

(麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動用)

資 材 名	支 給 数	資 材 名	支 給 数
パ ン フ レ ッ ト	16,000部	ポ ス タ ー	4,000枚

神奈川県薬物乱用対策推進本部関係体系図



(3) 薬物相談窓口

ア 薬物相談窓口の設置

精神保健福祉センター、保健福祉事務所等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を47ヶ所設けている。

設置年月 昭和63年2月

相談件数		令和6年度
県市機関別	件数	
横浜市	452	
川崎市	353	
相模原市	83	
横須賀市	16	
藤沢市	30	
茅ヶ崎市	7	
小計	941	
県保健福祉事務所(センター)	345	
精神保健福祉センター	146	
薬務課	34	
小計	525	
合計	1,466	

県保健福祉事務所(センター)別内訳			
保健福祉事務所	件数	保健福祉事務所	件数
平塚	9	小田原	71
同秦野センター	39	同足柄上センター	3
鎌倉	37	厚木	168
同三崎センター	0	同大和センター	18
計			345

イ 家族教室の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者の家族に乱用者への対応に関する知識を習得させるための家族教室を開催した。

設置年月 平成11年9月

実施状況 1回開催 23人参加

ウ 相談業務担当者研修会の開催

精神保健福祉センターにおいて、薬物相談担当者の薬物相談に係る資質の向上を図るため研修会を開催した。

実施状況 1回開催 70人参加

(4) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会の活動状況

昭和54年11月、「神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱」が施行され、これに基づき昭和55年2月に「覚せい剤乱用防止推進員405名」が設置された。

平成11年4月、新たに神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱等を制定、名称を薬物乱用防止指導員に変更し、現在では476名の指導員が、各地域の街頭などで地域と密着した啓発活動を行い、大麻、覚醒剤等薬物乱用による弊害とその恐ろしさを訴えている。

ア 薬物乱用防止指導員協議会の概要

- (ア) 設立年月日 昭和57年5月19日
- (イ) 会 長 加藤 恒雄
- (ウ) 指 導 員 476名
- (エ) 支 部 37支部(令和7年4月1日現在)
- (オ) 活動費(補助金) 1,620千円(令和6年度)

指導員内訳

令和7年3月末現在

公 職 ・ 資 格 等	人 数 (名)	備 考
保 護 司	354	うち県麻薬等薬物相談員17名
薬 剤 師	98	うち県麻薬等薬物相談員 4名
そ の 他	24	
計	476	

イ 活動状況

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動として、啓発資材の配布、ポスターや啓発パネルの掲示、リーフレットの配架等を行い啓発した。

令和6年度

活 動 項 目	回 数	備 考
街 頭 啓 発 活 動	133回	ポスター掲示や資材の配架等
ミニ集会・講演会・懇談会	40回	ミニ集会や薬物乱用防止講演会、教室
指 導 員 研 修 会	1回	令和6年5月20日 開港記念会館

ウ 啓発資材による啓発実績

覚醒剤等薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、薬物乱用防止指導員による啓発活動においてリーフレット等の配布・配架を実施した。

3 小・中・高校生等に対する薬物乱用防止対策

(1) 学校薬剤師による薬物乱用防止啓発

青少年による危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物乱用が、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、県下の小・中・高校生を対象に学校薬剤師により、ビデオ、パンフレット等を媒体として、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物乱用の弊害と薬物乱用防止思想の啓発・普及を図った。

なお、本事業は、昭和55年度から(公社)神奈川県薬剤師会に委託して実施している。

区分	年度	6年度		5年度		4年度		3年度		2年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	15	(3,939)	13	(4,429)	11	(4,054)	8	(2,094)	9	(1,994)
	私立	1	(80)	1	(100)	2	(150)	1	(208)	-	(-)
	計	16	(4,019)	14	(4,529)	13	(4,204)	9	(2,302)	9	(1,994)
中 等 教 育 学 校	公立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(15)	-	(-)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	2	(1,046)	-	(-)
	計	-	(-)	-	(-)	-	(-)	4	(1,061)	-	(-)
中 学 校	公立	61	(13,404)	51	(9,334)	63	(11,473)	59	(10,317)	47	(6,941)
	私立	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	61	(13,404)	51	(9,334)	63	(11,473)	59	(10,317)	47	(6,941)
小 学 校	公立	115	(10,458)	133	(11,080)	123	(10,606)	127	(10,990)	112	(9,677)
	私立	6	(213)	1	(107)	1	(104)	1	(112)	-	(-)
	計	121	(10,671)	134	(11,187)	124	(10,710)	128	(11,102)	112	(9,677)
そ の 他 P T A 等		2	(644)	1	(567)	-	(-)	-	(-)	2	(136)
計		200	(28,738)	200	(25,617)	200	(26,387)	200	(24,782)	170	(18,748)
県薬剤師会自主開催		-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
合 計		200	(28,738)	200	(25,617)	200	(26,387)	200	(24,782)	170	(18,748)
委 託 費		1,000千円		600千円		600千円		600千円		510千円	

(2) 麻薬取締員等による薬物乱用防止啓発

薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締員等を学校等における薬物乱用防止教室に講師として派遣し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど小・中・高校生等に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開した。

区分	年度	6年度		5年度		4年度		3年度		2年度	
		学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)	学校数	(生徒数)
高 校	公立	27	(7,114)	26	(8,261)	15	(4,610)	1	(593)	1	(282)
	私立	3	(1,483)	2	(1,065)	2	(1,774)	-	(-)	0	(-)
	計	30	(8,597)	28	(9,326)	17	(6,384)	1	(593)	1	(282)
中 等 教 育 学 校	公立	0	(-)	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	私立	0	(-)	0	(-)	-	(-)	-	(-)	0	(-)
	計	0	(-)	0	(-)	-	(-)	-	(-)	0	(-)
中 学 校	公立	24	(5,828)	27	(6,732)	20	(4,813)	2	(567)	1	(120)
	私立	4	(679)	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	28	(6,507)	27	(6,732)	20	(4,813)	2	(567)	1	(120)
小 学 校	公立	31	(2,868)	24	(2,368)	29	(2,874)	3	(346)	2	(258)
	私立	1	(212)	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	計	32	3,080	24	2,368	29	(2,874)	3	(346)	2	(258)
P T A 等		3	(451)	3	(402)	1	(300)	1	(300)	1	(300)
計		93	(18,635)	82	(18,828)	67	(14,371)	7	(1,806)	5	(960)

4 麻薬取扱者等の状況

(1) 麻薬等取扱者数

各年度3月末現在

種類 年度	麻 薬					向精神薬		特定 麻薬等 卸小売業者 原料	覚 醒 剤				大 麻 研 究 者	け し 研 究 裁 培 者	計
	卸 売 業 者	小 売 業 者	施 用 者	管 理 者	研 究 者	卸 売 業 者	試 験 研 究 施 設		施 用 機 関	研 究 者	原 料 取 扱 者	原 料 研 究 者			
6年度	27	3,595	18,404	1,235	125	7	124	153	3	32	57	13	21	1	23,797
5年度	27	3,505	17,897	1,180	123	7	124	153	3	36	59	16	21	1	23,152
4年度	27	3,431	17,106	1,084	129	7	127	153	3	32	60	19	19	1	22,198
3年度	28	3,348	17,312	1,059	130	7	131	154	3	32	62	21	16	1	22,304
2年度	28	3,187	16,306	1,009	129	7	132	152	3	28	63	21	16	1	21,082

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

(2) 麻薬取扱者(施用者・管理者) 内訳

令和7年3月末現在

業 種	施 用 者			管 理 者			
	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 剤 師
人	17,061	227	1,116	794	3	155	283
数	18,404			1,235			

(3) 麻薬取扱者免許関係事務処理件数

令和6年度

種類	件名 免 許 申 請 ・ 届	免許証再 交付申請	業 務 廃 止 届	記載事項 変 更 届	免 許 証 返 納 届	麻 薬 廃 棄 届	調剤済麻 薬廃棄届	計
卸 売 業 者	4	0	2	7	2	31	-	46
小 売 業 者	884	2	178	303	597	2,318	3,193	8,813
施 用 者	5,096	41	1,583	4,331	2,672	32	4	13,759
管 理 者	437	1	162	46	219	415	1,493	2,773
研 究 者	38	0	19	32	19	24	-	132
製 造 業 者	-	-	-	-	-	3	-	3
元 卸 売 業 者	-	-	-	-	-	2	-	2
特定麻薬等原料 卸 小 売 業 者	5	-	5	6	-	-	-	16
家 庭 麻 薬 製 造 業 者	-	-	-	-	-	-	-	0
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	0
計	6,464	44	1,949	4,725	3,509	2,825	4,690	24,206

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可事務処理件数

令和6年度

件名	許可件数 (許可業者数)	許可申請	再交付申請	変更届	追加届	返納届	計
件数	242 (1162)	80	-	47	28	11	166

(5) 覚醒剤研究者指定等関係事務処理件数

令和6年度

種類 \ 件名	指定等申請	免許証再交付申請	業務廃止届	記載事項変更届・変更届	返納届	計
覚醒剤施用機関	3	-	-	-	3	6
覚醒剤研究者	15	-	4	12	10	41
覚醒剤原料取扱者	6	-	3	22	5	36
覚醒剤原料研究者	2	-	3	-	2	7
大麻研究者	5	-	5	1	21	32
けし研究栽培者	1	-	-	-	1	2
向精神薬卸売業者	1	-	-	3	1	5
向精神薬試験研究施設	5	4	5	37	-	51
計	38	4	20	75	43	180

5 麻薬・覚醒剤等の監視指導

麻薬及び覚醒剤等は、そのすぐれた薬理作用により高い医療価値を有する反面、強い習慣性があり、この乱用は個人の心身に重大な弊害（麻薬中毒等）を生ずるだけでなく、各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす影響は計り知れないものがあるため、これらを取り扱う施設に対し適正に使用、管理等がなされるよう監視指導を実施した。

(1) 麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

麻薬・覚醒剤等を取り扱う施設に対し、適正な使用、管理等を期するため立入検査を行い、監視指導を実施した。

麻薬・覚醒剤等監視指導実施状況

令和6年度

事 項 業 種		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	違 反 業 務 所 数	違 反 内 容							措 置		
					廃 棄	管 理 ・ 保 管	帳 簿	施 用 等	届 出	そ の 計	他	業 務 停 止	報 告 書 等	計
麻 薬	麻 薬 卸 売 業 者	27	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻 薬 小 売 業 者	3,595 (1162)※1	563 (150)※1	13	7	1	2	-	-	5	15	-	12	12
	特定麻薬等原料卸小売業者	153	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	麻薬診療施設(病院)	322	155	4	3	-	-	1	-	-	4	-	2	2
	麻薬診療施設(診療所)	3,105	14	11	6	2	2	1	-	1	12	-	11	11
	麻 薬 研 究 者	125	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	けし研究栽培者	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 麻 研 究 者	21	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	向精神薬試験研究施設	123	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし薬局	4,267	655	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売	541	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病 院 ・ 診 療 所		182	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚 醒 剤 施 用 機 関	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚 醒 剤 研 究 者	32	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料取扱者	57	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	覚醒剤原料研究者	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬 局		647	6	4	-	-	-	-	2	6	-	5	5
	病 院 ・ 診 療 所		182	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		12,392	2,597	34	20	3	4	2	0	8	37	0	30	30

(参考) 全 国 ※2	195,833	56,312	1,415
-------------	---------	--------	-------

覚醒剤施用機関数及びけし研究栽培者数には、地方厚生局長許可数を含む。

※1麻薬小売業者間譲渡許可業者数(内数)

※2厚生労働省「麻薬・覚醒剤行政の概況」(2024年12月)による令和5年の数。

麻薬・覚醒剤等監視指導結果内訳一覧表

事 項 業 種		6 年 度					5 年 度				
		対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率	対 象 事 業 所 数	監 視 指 導 施 設 数	監 視 率	違 反 業 務 所 数	違 反 率
麻 薬	麻 薬 卸 売 業 者	27	11	40.7%	—	—	27	7	25.9%	—	—
	麻 薬 小 売 業 者	3,595	563	15.7%	13	2.3%	3,505	400	11.4%	11	2.8%
	特定麻薬等原料卸小売業者	153	25	16.3%	—	—	153	12	7.8%	—	—
	麻 薬 診 療 施 設 (病 院)	322	155	48.1%	4	2.6%	322	129	40.1%	2	1.6%
	麻薬診療施設(診療所)	3,105	14	0.5%	11	78.6%	3,021	21	0.7%	8	38.1%
	麻 薬 研 究 者	125	43	34.4%	—	—	123	23	18.7%	—	—
	けし 研究栽培者	1	0	0.0%	—	—	1	0	0.0%	—	—
	大 麻 研 究 者	21	3	14.3%	—	—	21	3	14.3%	1	33.3%
向 精 神 薬	向精神薬卸売業者	7	2	28.6%	—	—	7	0	0.0%	—	—
	向精神薬試験研究施設	123	13	10.6%	—	—	124	8	6.5%	—	—
	免 許 み な し 薬 局	4,267	655	15.4%	—	—	4,199	475	11.3%	—	—
	免許みなし卸売販売	541	74	13.7%	—	—	540	53	9.8%	—	—
	病 院 ・ 診 療 所	—	182	—	—	—	—	155	—	—	—
覚 醒 剤 ・ 同 原 料	覚 醒 剤 施 用 機 関	3	1	33.3%	—	—	3	0	0.0%	—	—
	覚 醒 剤 研 究 者	32	7	21.9%	—	—	36	3	8.3%	—	—
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者	57	16	28.1%	—	—	59	10	16.9%	—	—
	覚 醒 剤 原 料 研 究 者	13	4	30.8%	—	—	16	1	6.3%	—	—
	薬 局	—	647	—	6	0.9%	—	478	—	2	0.4%
	病 院 ・ 診 療 所	—	182	—	—	—	—	152	—	1	0.7%
計		12,392	2,597	21.0%	34	1.3%	12,157	1,930	15.9%	25	1.3%

(2) 不正大麻・けし撲滅運動の実施

けしの開花期にあたる5月1日から2ヶ月間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、栽培が禁止されている大麻、けしの周知を図り、不正栽培の摘発及び自生大麻・けしの除去を行った。

年 度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
け し	7,420本 (89ヶ所)	7,832本 (104ヶ所)	10,363本 (79ヶ所)	6,524本 (68ヶ所)	4,187本 (70ヶ所)
大 麻	—	—	—	—	—

(3) 麻薬等講習会の開催

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法に関する知識を周知し、かつ業務所における管理の適正を図るため講習会を開催した。

令和6年度

対 象 者	実 施 回 数	受 講 者 数
薬 局 管 理 薬 剤 師 等	0回	0人
病 院 ・ 診 療 所 薬 剤 師	1回	38人
関係団体主催の研修会	2回	340人

(4) 麻薬事故状況

年度		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
項目 事故の 種類	減 失	466 (143)	464 (135)	421 (127)	425 (111)	442 (129)
	盗 難	-	2	1	1	-
	所在不明	17	11	10	14	23
	そ の 他	37	33	36	36	26
	計(件数)	520	510	468	476	491

* 滅失のうち()は破損で内数

(5) 向精神薬事故状況

年度		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
項目 事故の 種類	減 失	-	-	-	-	-
	盗 難	-	-	1	3	1
	所在不明	3	3	5	3	1
	そ の 他	3	4	19	7	6
	計(件数)	6	7	25	13	8

(6) 覚醒剤(原料)事故状況

年度		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
項目 事故の 種類	減 失	4	2	4	4	5
	盗 難	-	-	-	-	-
	所在不明	2	6	1	5	4
	そ の 他	2	-	4	1	1
	計(件数)	8	8	9	10	10

6 麻薬中毒者対策

(1) 麻薬中毒者診断届出状況

年度 項目		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
麻 薬 中 毒 者	不正使用者	-	1	-	-	-
	末期患者	-	-	-	-	-
措 置 入 院 者		-	-	-	-	-

(2) 麻薬等薬物相談員の活動状況

県下に24名の相談員を置き、麻薬中毒者の観察指導及び相談等の業務を行った。
昭和48年に822名いた麻薬中毒者等は、相談員の積極的な観察指導等により大幅に社会復帰し、令和6度末では84名である。

なお、麻薬中毒者の異動及び観察指導状況は以下のとおりである。

麻薬中毒者の異動及び観察指導状況

年度 項目			6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
麻 薬 中 毒 者 移 動 状 況	増	新 規 対 象 者 (措置入院者数)	-	1	-	-	-
		県 内 転 入 者	1	-	4	-	-
		計	1	1	0	0	0
	減	社 会 復 帰 者	-	-	-	-	-
		県 外 転 出 者	-	-	1	-	-
		死 亡 ・ 帰 国 者	-	1	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	1
		計	0	1	1	0	1
	麻 薬 中 毒 者 数		84	83	83	80	80
	内 訳	観 察 指 導 対 象 者	61	61	62	60	60
		所 在 不 明 者 等	23	22	21	20	20
観 導 察 状 指 況	観 察 指 導 回 数		78	95	87	159	216
	内 訳	訪 問 回 数	5	9	5	6	8
		そ の 他	73	86	82	153	208

麻薬等薬物相談員による薬物の相談状況等

年度 項目		6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
薬物の 相談件数 (件)	覚 醒 剤	93	122	144	140	115
	大 麻	-	11	5	16	128
	そ の 他 の 薬 物	3	2	24	22	32
	計	96	135	173	178	275
広 報 活 動 (回)		160	131	99	78	83

7 危険ドラッグ対策

危険ドラッグは、法律の規制が及ばないよう「ハーブ」「アロマ」「バスソルト」などと称し、人体への摂取目的を隠して販売されていることがあり、これらの使用による健康被害や死亡例も報告されている。また、身体への影響が明らかでない未知の物質が混入されているなど、麻薬や覚醒剤と同等か、それ以上に危険な薬物である可能性がある。

これら危険ドラッグの流通実態を把握するため、監視指導及び試買検査を実施し、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法等の法令違反の疑いがあると判断された場合は、関係部署や管轄自治体へ通報する等の対応を実施した。

(1) 試買検査状況

年度 項目	6年度	5年度	4年度 ※
試買方法	店舗及びインターネット	店 舗	—
分析検体数	40	9	—
検出検体数	0	0	—

※新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、実施を見送った。

(2) 店舗の監視指導状況

年度 項目	6年度	5年度	4年度
対象施設	***危険ドラッグ取扱店	***危険ドラッグ取扱店	※危険ドラッグ取扱店
調査件数	10	18	0
指導件数	5	5	0

※ 危険ドラッグ取扱店(固定店舗)は平成27年5月にゼロとなった。

*** 「大麻グミ」等による健康被害事案を受け、CBD製品を販売する店舗を調査した。

(3) インターネットの監視指導状況

年度 項目	6年度	5年度	4年度
調査サイト数	10	11	9
措置件数	0	0	0

(4) 神奈川県薬物濫用防止条例に基づく知事指定薬物の指定状況

危険ドラッグへの迅速な対応を可能とするため、平成27年4月1日付けで「神奈川県薬物濫用防止条例」を施行した(完全施行は6月1日)。このことにより、県独自に知事指定薬物を指定し、知事指定薬物の所持等を規制することが可能となった。

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

令和6年度

	告示	施行	失効	数	指定物質(通称名)
1	R6.5.1	R6.5.2	R6.5.11	1	①1T-LSD
2	R6.8.7	R6.8.8	R6.8.17	3	①ADB-5' Br-BUTINACA ②N-Desethyl isotonitazene ③3,4-MDPM、3-MDPM、 3,4-Methylenedioxyphenmetrazine
3	R6.11.6	R6.11.7	R6.11.16	4	①Flunitazene、Fluonitazene ②Metodesnitazene、Metazene ③MD-PiPH、MD-PHiP ④ADB-5' Br-PINACA
4	R7.1.24	R7.1.25	R7.2.6	4	①2F-NENDCK、2F-20X0-PCE、2-FXE、 2-fluorodeschloro-N-ethy-ketamine ②Metonitazepyne、 N-Pyrrolidion Metonitazene ③1cP-AL-LAD ④1cP-MiPLA、1cP-MIPLA
5	R7.3.5	R7.3.6	R7.3.15	3	①1S-LSD ②MPT、Methylpropyltryptamine ③Protonitazepyne、 N-Pyrrolidino protonitazene
計				15	

過去5年間の知事指定薬物指定状況

令和5年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

令和4年度 4回延べ15物質を指定(現在全て失効)

令和3年度 5回延べ16物質を指定(現在全て失効)

令和2年度 4回延べ17物質を指定(現在全て失効)

令和元年度 5回延べ15物質を指定(現在全て失効)

Ⅶ 医 薬 分 業

1 概 況

医薬分業は、昭和31年に施行された「医師法、歯科医師法、薬剤師法の一部を改正する法律」により法制面の整備がなされ、特に、昭和49年10月に処方せん料が100円から500円に引上げられたことを契機に気運が高まった。

神奈川県における処方箋発行枚数は、徐々に増加の傾向を示しており、昭和49年10月に55,756枚であったものが、令和6年10月には約562万枚に達し、令和6年度の薬局の処方箋受取率は89.7%であり、患者10人に約9人が院外処方箋を受けていることになる。また、県内の保険薬局も昭和49年10月には1,100施設であったものが、令和7年3月末現在で、4,151施設に増加しており、薬局4,267施設の97.3%を占めるに至った。

上記のように、処方箋受取率は上昇したが、その一方で、受診した医療機関ごとに近くの薬局で調剤を受ける患者は未だ多く、医薬分業における薬局の役割が十分に発揮されておらず、患者も分業の効果やサービス向上など実感することができていない状況を踏まえ、厚生労働省では、患者本意の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、2025年、更に2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋である「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定した。

今後は、医薬分業の量から質への転換を見据え、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を目指した新たな指標を設定し、PDCAサイクルの下でその進捗を適切に評価すること等を通じ、患者・住民から真に評価される医薬分業を目指していく。

2 医薬分業の推進対策

(1) 薬局に対する指導

薬局は、調剤・医薬品の供給等を通じ、国民に対し、良質かつ適切な医療を供給し、地域保健医療に貢献するため、平成5年5月31日に「薬局業務運営ガイドライン」が制定されたことから神奈川県の運用方針を定め、薬局に対する指導指針とした。

(2) 小包装医薬品に対する指導

ア 昭和59年6月2日薬発第414号並びに平成4年3月27日薬発第295号薬務局長通知「小包装医薬品の円滑な供給について」に基づき、医薬品の使用及び管理の適正化、医薬分業の推進等の観点から小包装医薬品のより適正な供給を図るため、製造業者、卸売業者等関係者に対し指導を行っている。

イ 平成4年5月1日薬発第418号薬務局長通知「薬事法施行規則及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正について」において、医薬分業推進の観点から調剤の用に供するための医薬品の分割販売に際して、記載事項の一部の省略ないしは簡素化が図られたため、薬局等関係者に対し指導を行っている。

(3) 地域基幹薬局の強化拡充

医薬品の備蓄・供給・試験検査及び医薬品情報提供等の機能を有する地域基幹薬局の整備・拡充を図る(社)神奈川県薬剤師会の実施事業に対して助成を行った。
(平成元年度～6年度)

(4) 医薬分業推進支援センターの整備

地域における医薬分業を推進するとともに、県民に対する医薬品の供給体制の充実を図るため、医薬品の情報提供などの機能を備えた(社)神奈川県薬剤師会薬事情報センターに対し助成を行った。
(平成4年度)

(5) かかりつけ薬局推進モデル事業の実施

地域保健医療の一翼を担う「かかりつけ薬局」としての機能を円滑に推進するために厚木、足柄上保健所管内において、かかりつけ薬局推進委員会を設置し、モデル事業を行い、併せて県民、患者への普及啓発を行った。

(6) 在宅医療薬剤供給体制推進事業の実施

薬局・薬剤師が薬剤等の供給を通じて、在宅医療・地域医療への貢献を図るために(社)神奈川県薬剤師会が実施する研修・マニュアル作成等在宅医療薬剤供給体制推進事業に対して助成を行った。
(平成7年度～9年度)

- (7) かかりつけ薬局の服薬指導の充実強化
(社)神奈川県薬剤師会が実施する「患者向け薬の説明書」の作成普及事業に助成を行った。
(平成10年度～12年度)
- (8) 調剤事故防止対策
(社)神奈川県薬剤師会が実施する調剤事故防止対策事業に助成を行った。
(平成14・15年度)
- (9) かかりつけ薬局の定着促進
(社)神奈川県薬剤師会が実施するかかりつけ薬局定着促進事業に助成を行った。
(平成16～20年度)
- (10) 薬局在宅医療参加促進事業
(社)神奈川県薬剤師会が実施する薬局の在宅医療への参加促進事業に助成を行った。
(平成21～23年度)
- (11) 在宅医療提供拠点薬局整備事業
(社)藤沢市薬剤師会が会営薬局に設置する会員薬局が共同利用する無菌調剤室の整備に助成を行った。
(平成24年度)
- (12) 健康情報拠点薬局推進事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬と健康の相談窓口の設置、特定健診、がん検診等の受診率向上、塩分計を活用した食生活改善の取組みなど、セルフメディケーションやかかりつけ薬局の推進を図った。
(平成26・27年度)
- (13) 薬剤師復職支援事業(地域医療介護総合確保基金)
(公社)神奈川県薬剤師会及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する育児等で離職していたり転職を希望する薬剤師が、円滑に復職・転職できる事業に対し助成を行った。
(平成26～28年度)
- (14) 在宅医療(薬剤)推進研修事業費補助(地域医療介護総合確保基金)
(公社)神奈川県薬剤師会が実施する訪問薬剤管理指導研修事業及び(公社)神奈川県病院薬剤師会が実施する褥瘡対策研修事業に対し助成を行った。
(平成26～30年度)
- (15) 患者のための薬局ビジョン推進事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、子育て世代、中高年世代、高齢世代を対象として、保育園や事業所等へ薬局薬剤師が出張し、薬や健康に関する相談を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着の推進を図った。
(平成29年度)
- (公社)神奈川県薬剤師会に委託し、在宅医療・介護における薬剤師業務実感事業(薬剤師等に対する地域ニーズの把握、薬剤師等と地域の多職種との連携推進)及び子育て世代を対象とした健康相談事業を行い、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着の推進を図った。
(平成30年度)
- (16) 地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬局の薬剤師が薬剤交付時以外にも、患者に対し必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行うための「令和元年度かながわ服薬フォローアップ強化プロジェクト事業」を実施した。
(令和元年度)
- (17) 地域連携薬局機能向上事業(地域医療介護総合確保基金)
(公社)神奈川県薬剤師会に委託し、薬物治療においてトレーニングレポートを活用した情報提供を行うための課題整理を行い、医療機関が薬局に求める情報等を明確にすることにより、より効果的な情報提供を実現する事業を実施した。
(令和5年度)

3 処方箋枚数等

(1) 処方箋枚数、調剤金額、処方箋受取率

年度	処方箋枚数		調剤金額		処方箋受取率	
	(千枚)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(%)	対前年度比(%)
6年度	67,502	102.0%	605,454	101.8%	89.7	101.8%
5年度	66,208	107.8%	594,840	106.6%	88.1	104.5%
4年度	61,439	104.2%	557,925	102.2%	84.3	101.4%
3年度	58,987	106.9%	545,869	104.1%	83.1	98.0%
2年度	55,180	88.3%	524,356	97.1%	84.8	100.7%
元年度	62,508	100.7%	539,768	103.8%	84.2	100.8%
30年度	62,089	101.7%	519,959	98.5%	83.5	101.2%
29年度	61,075	100.6%	528,056	101.6%	82.5	100.9%
28年度	60,695	101.2%	519,585	97.3%	81.8	101.6%
27年度	59,966	101.8%	534,071	108.5%	80.5	101.1%
26年度	58,906	101.0%	492,255	101.9%	79.6	100.8%
25年度	58,347	100.0%	482,918	105.0%	79.0	100.3%
24年度	58,368	101.6%	459,811	101.0%	78.8	100.3%
23年度	57,437	101.3%	455,112	107.8%	78.6	101.9%
22年度	56,683	104.5%	422,225	104.1%	77.1	103.2%

(出典：(公社)日本薬剤師会資料)

(2) 処方箋発行状況（令和6年12月全保険(社保＋国保＋後期)推計）

順位	総発行枚数		処方箋受取率	
	都道府県名	千枚	都道府県名	%
1	東京都	9,982	秋田県	96.7%
2	神奈川県	6,283	新潟県	95.3%
3	大阪府	5,520	青森県	95.2%
4	愛知県	4,727	岩手県	94.3%
5	埼玉県	4,509	北海道	93.1%
6	千葉県	3,732	宮城県	93.1%
7	福岡県	3,687	神奈川県	93.1%
8	兵庫県	3,576	島根県	92.2%
9	北海道	3,139	佐賀県	91.0%
10	静岡県	2,334	埼玉県	90.0%
全国平均	—	1,705	—	85.5%

(出典：(公社)日本薬剤師会資料)

(3) 健康サポート薬局届出状況（令和7年3月31日）

194件

内訳：平塚市：1件、鎌倉市：7件、逗子市：2件、秦野市：6件、伊勢原市：1件、厚木市：1件、愛川町：1件、海老名市：4件、大和市：6件、小田原市：1件、真鶴町：0件、湯河原町：1件
横浜市：99件、川崎市：32件、相模原市：13件、横須賀市：8件、藤沢市：10件、茅ヶ崎市：1件

(4) 年次別保険調剤の処方箋枚数等比較表

年 度	社 会 保 険			国 民 健 康 保 険			合 計		50年を100とした時の指数	
	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	請求 薬局数	枚数 (千枚)	金額 (百万円)	枚 数	金 額
昭 和 50 年 度	805	1,236	5,291	295	475	9,695	1,100	1,712	100	100
令 和 6 年 度	35,019	201,849	49,607	32,563	334,284	98,520	67,582	536,133	6,144	31,316
令 和 5 年 度	34,021	194,130	48,788	32,356	333,467	96,942	66,377	527,597	6,034	30,818
令 和 4 年 度	30,102	172,322	48,156	31,658	326,602	95,742	61,760	498,924	5,615	29,143
令 和 3 年 度	27,865	161,365	47,404	31,202	327,704	93,964	59,067	489,069	5,370	28,567
令 和 2 年 度	25,410	150,249	46,666	29,968	312,016	92,668	55,378	462,265	5,034	27,001
令 和 元 年 度	29,558	153,948	46,088	32,501	328,371	91,403	62,059	482,319	5,642	28,173
平 成 30 年 度	29,550	145,090	45,324	32,497	320,052	90,155	62,047	465,142	5,641	27,170
平 成 29 年 度	28,965	143,947	44,931	31,336	331,781	89,167	60,301	475,728	5,482	27,788
平 成 28 年 度	28,040	138,798	44,570	32,767	331,048	88,364	60,807	469,846	5,528	27,444
平 成 27 年 度	27,249	138,084	43,674	32,820	346,114	86,864	60,069	484,198	5,461	28,283
平 成 26 年 度	26,420	125,982	42,952	32,592	319,471	85,506	59,012	445,453	5,365	26,019
平 成 25 年 度	25,987	122,848	42,163	32,470	314,144	84,017	58,457	436,992	5,314	25,525
平 成 24 年 度	26,247	118,420	40,905	32,240	297,209	81,296	58,487	415,629	5,317	24,277
平 成 23 年 度	25,909	117,439	39,653	31,681	293,657	79,039	57,590	411,096	5,235	24,013
平 成 22 年 度	25,981	111,221	38,833	30,874	269,633	77,419	56,855	380,854	5,169	22,246

(薬務課調べ)

(5) 保険調剤の処方箋枚数等比較表

年 月	請求件数(件)	発行枚数(件)	金額(百万円)	昭和49年10月を100としたときの指数	
				発 行 枚 数	金 額
昭和49年10月	32,954	55,756	89	100	100
令和6年10月	4,779,214	5,621,361	43,954	10,082	49,387
令和5年10月	4,739,548	5,578,928	44,124	10,006	49,578
令和4年10月	4,368,500	5,166,609	41,575	9,266	46,713
令和3年10月	2,136,671	4,960,235	40,531	8,896	45,540
令和2年10月	4,087,617	4,901,251	39,472	8,791	44,351
令和元年10月	4,220,002	5,084,760	39,066	9,120	43,894
平成30年10月	4,200,735	5,107,279	36,840	9,160	41,393
平成29年10月	4,062,100	4,972,894	38,645	8,919	43,421
平成28年10月	3,941,901	4,849,856	37,604	8,698	42,252
平成27年10月	3,851,242	4,754,212	38,871	8,527	43,675
平成26年10月	3,849,080	4,825,005	36,239	8,654	40,718
平成25年10月	3,624,110	4,511,449	34,016	8,091	38,220
平成24年10月	3,520,287	4,406,241	31,602	7,903	35,508
平成23年10月	3,511,294	4,490,708	32,630	8,054	36,663
平成22年10月	3,538,867	4,328,555	29,805	7,763	33,489

(薬務課調べ)

(6) 薬局及び保険薬局の地域別店舗数一覧

令和7年3月末現在

区 分	地 域 名	薬 局 数	保 険 薬 局 数
保 健 所 設 置 市	横浜市	1,710	1,663
	川崎市	661	642
	相模原市	350	336
	横須賀市	189	184
	藤沢市	237	230
	茅ヶ崎市(寒川町含む)	122	121
	小 計	3,269	3,176
県 保 健 福 祉 事 務 所 管 内	平塚保健福祉事務所	169	166
	平塚保健福祉事務所 秦野センター	126	124
	鎌倉保健福祉事務所	136	135
	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	20	20
	小田原保健福祉事務所	124	121
	小田原保健福祉事務所 足柄上センター	48	46
	厚木保健福祉事務所	232	222
	厚木保健福祉事務所 大和センター	143	141
	小 計	998	975
合 計		4,267	4,151

(薬務課調べ)

Ⅷ 献血事業の推進

1 概 況

神奈川県は、昭和39年の「献血の推進について」に関する閣議決定以来順調に進展しており、現在県内の医療機関で必要とされる輸血用血液については献血により確保されている。

しかし、近年の医学・薬学の進歩、高齢社会の到来等により使用量が急増している血漿分画製剤については、その多くを外国からの輸入に依存していたため、その安全性、倫理性、安定供給の面から自給対策が大きな課題となってきた。

このため国では、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制の確立と血液製剤の安全性の向上を図るため、昭和61年度から従来の200mL献血に加え、成分献血・400mL献血を導入するとともに血液製剤の使用適正化の推進を図ることとした。

さらに、新血液事業検討推進委員会の第一次報告及び第二次報告が提出され、これに基づきすべての血液製剤を国内自給するための諸施策が実施されてきた。

この結果、特に緊急の課題であった血液凝固因子製剤の国内自給については、平成5年度から一部の特殊な製剤を除きすべて国内自給されており、他の血漿分画製剤についても今後段階的に自給率を高めていくこととしている。

このような現状のもと、平成15年7月に血液事業全般に係る法的枠組として安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律が施行され、献血の推進が地方公共団体の責務に位置付けられたことから、本県では成分献血・400mL献血を中心とした献血の推進を図ることとし、広く県民に献血思想の普及を図るとともに献血の受入が円滑に実施されるよう努めている。

※令和6年度献血者数 本県 338,052人
全国 4,987,309人

2 献血の推進

(1) 献血推進協議会等の開催

献血推進協議会は献血思想の普及及び献血制度の適正な運営の確保を目的に、昭和40年1月に設置され、献血推進計画及び献血事業の諸問題等について協議を行っている。令和6年度の開催状況は次のとおりである。

年 月 日	開催方法	参加委員	協 議 事 項
令和7年2月26日	書面開催	18人	・ 令和7年度の献血推進計画(案)について(協議) ・ 令和6年度の献血事業について(報告)

(2) 献血の普及及び広報

・Xの独自アカウントを持っている献血ルームでは、予約状況を定期的な情報発信および地域性のある投稿により献血者確保につなげた。

・県立、私立高校計228校の3年生約67,248人に啓発チラシを配布した。

・デジタルサイネージによるキャンペーン広告の掲出を行った。
(横浜エリア28か所小田原駅東西自由通路)

・「キッズ献血」について「かながわ子どもワクワク体験プロジェクト」の社会体験ジャンルのイベントとして、県ホームページ上で周知

ア 献血キャンペーン実施状況

媒 体	愛の血液助け合い運動 (令和6年7月1日～31日)	はたちの献血キャンペーン (令和7年1月1日～2月28日)
ポスター	約1,640枚	約1,640枚
広報媒体	・県薬剤師会雑誌「薬壺」掲載	・県ホームページ、「県のたより」掲載 ・県薬剤師会雑誌「薬壺」掲載

イ 令和6年度の表彰状況

区 分	知 事 表 彰	保健福祉事務所長表彰	厚生労働大臣表彰
実 施 日	令和6年12月9日(月)	※HWCにより異なる	令和6年8月1日(木)
場 所	日本赤十字社神奈川県 支部会議室	県各保健福祉事務所	神奈川県庁大会議場
大 会 名	令和6年度献血推進 功労者知事表彰式	—	令和6年度献血運動推進協 力団体等厚生労働大臣表彰 状及び感謝状伝達式
被表彰者数	20団体	14団体	4団体(表彰状3、感謝状1)

ウ 献血セミナー実施状況

	実施校数	献血者数	参加者数
中学校	3校	—	965人
高等学校	186校	74人	4,124人

3 神奈川県赤十字血液センターの状況

(1)血液センター・献血ルームの概要

令和7年4月1日現在

施設名	設置場所	開設時期	管轄区域
神奈川県 赤十字血液センター	横浜市港北区大豆戸町680-7 TEL045(834)4611	平成29年7月	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南事業所	厚木市愛甲1837 TEL046(228)9818	平成29年7月	相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、藤沢市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

※移動採血車による採血

採血施設名	設置場所	開設時期	受付日
横浜駅東口出張所 (横浜SKY献血ルーム)	横浜市西区高島2-19-12 スカイビル27階 TEL045(444)1088	令和6年3月 (開所)	毎日 (年末年始を除く)
二俣川出張所 (二俣川献血ルーム)	横浜市旭区中尾1-1-2 TEL045(361)0330	昭和42年4月 (移転) 昭和63年1月 平成30年5月	日曜日～金曜日 (土曜日、年末年始・祝日を除く)
横浜駅西口 第二出張所(Leaf) (横浜Leaf献血ルーム)	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル14階 TEL045(534)7173	平成27年1月	毎日 (年末年始を除く)
川崎駅東口 出張所 (かわさきルフロン献血 ルーム)	川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン9階 TEL044(245)1857	昭和61年10月 (移転) 平成23年8月	毎日 (年末年始を除く)
溝の口出張所 (みぞのくち献血ルー ム)	川崎市高津区溝口1-3-1 ノクティブラザ1 10階 TEL044(813)0311	平成9年9月	毎日 (年末年始を除く)
藤沢出張所 (クロスウェーブ湘南藤 沢献血ルーム)	藤沢市南藤沢21-8 大安興業ビル4階 TEL0466(25)8877	平成3年1月 (移転) 平成5年4月 平成21年9月 令和4年2月	毎日 (年末年始を除く)
海老名出張所 (海老名献血ルーム)	海老名市めぐみ町3番1号 ViNA GARDENS PERCH 8階 TEL046(240)8655	令和4年7月	毎日 (年末年始を除く)

(2) 血液センター及び事業所の現況

施設名 区 分	神 奈 川 県 赤十字血液センター	神 奈 川 県 赤十字血液センター 湘南事業所
建 設 年 度	平成29年度(新築)	昭和63年度(既存棟) 平成19年度(増築棟)
建築延べ面積	4,457.81㎡	6,260.81㎡
敷 地 面 積	5,521.56㎡	10,482.02㎡
土 地 所 有 者	日本赤十字社	日本赤十字社(一部借地)

※湘南事業所の建物延べ面積および敷地面積については、関東甲信越ブロック血液センター神奈川製造所を含む。

4 献血及び供給状況（※資料提供：神奈川県赤十字血液センター）

(1) 献 血

年度別献血目標

年度	区 分	献 血 目 標	献 血 実 績	対前年度比(%)	目標達成率(%)
6年度	献 血 者 数	332,442(人)	338,052(人)	101.4	101.7
	献 血 量	150,146(ℓ)	154,561(ℓ)	103.4	102.9
5年度	献 血 者 数	326,666(人)	333,282(人)	101.1	102.0
	献 血 量	146,277(ℓ)	149,507(ℓ)	100.9	102.2
4年度	献 血 者 数	332,230(人)	329,814(人)	101.4	99.3
	献 血 量	149,969(ℓ)	148,135(ℓ)	102.4	98.8
3年度	献 血 者 数	319,717(人)	325,295(人)	99.4	101.7
	献 血 量	142,618(ℓ)	144,694(ℓ)	98.4	101.5
2年度	献 血 者 数	317,473(人)	327,139(人)	108.1	103.0
	献 血 量	139,984(ℓ)	147,093(ℓ)	118.6	105.1

※医療機関の需要に応じた献血の受け入れを行っているため、目標達成率は100%以下となる場合がある。

年度別献血者数及び献血量

年度	区 分	献血者数(人)	献血量(ℓ)		
			200mL献血	400mL献血	成分献血
6年度	人 数	338,052	10,605	210,852	116,595
	対前年度比(%)	101.4	103.6	101.3	101.4
5年度	人 数	333,282	10,238	208,095	114,949
	対前年度比(%)	101.1	99.9	101.9	99.6
4年度	人 数	329,814	10,253	204,129	115,432
	対前年度比(%)	101.4	104.7	100.7	102.3
3年度	人 数	325,295	9,791	202,619	112,885
	対前年度比(%)	99.4	109.3	100.8	96.3
2年度	人 数	327,139	8,956	200,988	117,195
	対前年度比(%)	108.1	83.2	99.9	129.2

男女別・年齢別献血者状況

令和7年度(単位:人)

区分\年齢別	性別	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	計
200mL献血	男	1,086	212	50	51	59	29	1,487
	女	3,363	2,507	781	804	1,245	418	9,118
400mL献血	男	5,169	20,081	21,602	33,078	52,416	23,590	155,936
	女	2,613	11,280	8,143	10,272	16,725	5,883	54,916
成分献血	男	518	5,821	9,604	18,127	31,696	16,500	82,266
	女	592	5,324	5,154	7,199	11,317	4,743	34,329
小 計	男	6,773	26,114	31,256	51,256	84,171	40,119	239,689
	女	6,568	19,111	14,078	18,275	29,287	11,044	98,363
合 計		13,341	45,225	45,334	69,531	113,458	51,163	338,052
構 成 比 (%)		3.9	13.4	13.4	20.6	33.6	15.1	100.0

年度別・年齢別献血状況

年度\年齢別	区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	計
6年度	人数(人)	13,340	45,225	45,335	69,531	113,458	51,163	338,052
	%	3.9	13.4	13.4	20.6	33.6	15.1	100.0
5年度	人数(人)	12,457	44,343	46,300	72,761	111,295	46,126	333,282
	%	3.7	13.3	13.9	21.8	33.4	13.8	100.0
4年度	人数(人)	12,740	44,974	47,068	75,956	107,748	41,328	329,814
	%	3.9	13.6	14.3	23.0	32.7	12.5	100.0
3年度	人数(人)	12,295	44,785	47,997	80,889	102,382	36,947	325,295
	%	3.8	13.8	14.8	24.9	31.5	11.4	100.0
2年度	人数(人)	12,645	44,345	50,558	86,761	98,721	34,109	327,139
	%	3.9	13.6	15.5	26.5	30.2	10.4	100.0
元年度	人数(人)	14,571	42,753	49,628	88,167	91,719	30,102	316,940
	%	4.6	13.5	15.7	27.8	28.9	9.5	100.0

年度別・職業別 献血状況

職業\年度	区分	公務員	会社員	学生		その他	計
				高校生	その他		
6年度	人数(人)	35,850	218,468	6,225	16,868	60,641	338,052
	%	10.6	64.6	1.8	5.0	17.9	100.0
5年度	人数(人)	35,760	215,722	5,549	16,659	59,592	333,282
	%	10.7	64.7	1.7	5.0	17.9	100.0
4年度	人数(人)	35,619	210,734	5,715	17,206	60,540	329,814
	%	10.8	63.9	1.7	5.2	18.4	100.0
3年度	人数(人)	33,789	208,550	6,163	15,900	60,893	325,295
	%	10.4	64.1	1.9	4.9	18.7	100.0
2年度	人数(人)	36,047	208,240	6,076	14,084	62,692	327,139
	%	11.0	63.7	1.9	4.3	19.2	100.0
元年度	人数(人)	32,633	202,599	6,413	16,522	58,773	316,940
	%	10.3	63.9	2.0	5.2	18.5	100.0

※「構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

カ 受入施設別献血状況

受入施設		令和6年度			(令和6年度内訳)			令和5年度		
		人 数	構成比	前年比	200mL	400mL	成分	人 数	構成比	前年比
県 内 合 計		338,052	100.0	101.4	10,605	210,852	116,595	333,282	100.0	101.1
出張所	横 浜 Leaf	44,453	13.1	249.6	986	20,313	23,154	17,812	5.3	38.3
	横 浜 駅 西 口	0	0.0	0.0	0	0	0	44,520	13.4	241.1
	横 浜 駅 東 口	63,450	18.8	143.3	848	29,602	33,000	44,264	13.3	106.6
	二 俣 川	17,217	5.1	94.4	845	16,372	0	18,240	5.5	97.0
	か わ さ き	42,499	12.6	100.4	565	20,417	21,517	42,322	12.7	98.3
	み ぞ の く ち	21,220	6.3	101.5	318	10,008	10,894	20,906	6.3	96.9
	藤 沢	21,496	6.4	97.5	231	9,636	11,629	22,043	6.6	96.1
	本 厚 木	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0
	海 老 名	32,004	72.0	—	617	14,986	16,401	29,004	162.8	—
	小 計	242,339	71.7	101.4	4,410	121,334	116,595	239,111	71.7	99.7
血液センター	移 動 採 血 車	48,864	14.5	101.7	3,143	45,721	0	48,035	14.4	103.8
	オ ー プ ン 採 血	2,509	0.7	105.5	169	2,340	0	2,378	0.7	121.3
	小 計	51,373	15.2	101.9	3,312	48,061	0	50,413	15.1	104.5
事業所	移 動 採 血 車	42,954	12.7	100.7	2,742	40,212	0	42,635	12.8	104.5
	オ ー プ ン 採 血	1,386	0.4	123.4	141	1,245	0	1,123	0.3	106.3
	小 計	44,340	13.1	101.3	2,883	41,457	0	43,758	13.1	104.6

キ 献血不採血者数内訳

令和6年度

項目 男女別	受付者数 (人)	不採血者数 (人)	前年比 (%)	不採血率 (%)	不採血者数内訳	
					血色素不足者数(人)	その他(人)
男	253,935	14,246	109.5	5.6	4,757	9,489
女	120,767	22,404	100.1	18.6	14,589	7,815
計	374,702	36,650	103.5	9.8	19,346	17,304

(2) 供 給

ア 年度別・製剤別供給状況

(単位:200mL由来換算)

年度	全 血		赤 血 球		血 漿		血 小 板		合 計	
	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供給数	構成比(%)	供 給 数	構成比(%)
6年度	0	0.0	438,484	37.8	158,619.0	13.7	562,385	48.5	1,159,488.0	100.0
5年度	0	0.0	431,047	36.8	146,137.0	12.5	592,634	50.7	1,169,818.0	100.0
4年度	0	0.0	425,051	37.1	146,166.0	12.8	575,135	50.2	1,146,352.0	100.0
3年度	0	0.0	415,350	37.6	143,665.0	13.0	545,990	49.4	1,105,005.0	100.0
2年度	0	0.0	398,225	37.2	138,306.0	12.9	533,865	49.9	1,070,396.0	100.0
元年度	0	0.0	402,093	37.1	149,457.0	13.8	533,270	49.2	1,084,820.0	100.0
30年度	0	0.0	398,022	36.4	145,779.0	13.3	550,732	50.3	1,094,533.0	100.0
29年度	0	0.0	403,133	36.3	155,924.0	14.0	550,966	49.6	1,110,023.0	100.0

※「構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

イ 製品別供給状況

(単位:200mL由来換算)

種 類		6年度	5年度	4年度	3年度
全 血 製 剤	人全血液-LR「日赤」 (旧人全血液CPD)	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
血液成分製剤 ※	赤血球濃厚-LR「日赤」 (旧赤血球M・A・P)	438,060	430,581	424,681	414,756
	洗浄赤血球液-LR「日赤」 (旧洗浄赤血球)	420	451	349	588
	解凍赤血球液-LR「日赤」 (旧解凍赤血球濃厚液)	0	0	4	0
	合成血液-LR「日赤」 (旧合成血)	4	15	17	6
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」 (旧新鮮凍結血漿)	158,619.0	146,137.0	146,166.0	143,665.0
	濃厚血小板「日赤」 (旧濃厚血小板)	551,220	581,894	564,740	534,855
	濃厚血小板HLA「日赤」 (旧濃厚血小板HLA)	11,165	10,740	10,395	11,135
	小 計	1,159,488.0	1,169,818.0	1,146,352.0	1,070,396.0
合 計		1,159,488.0	1,169,818.0	1,146,352.0	1,070,396.0

※新鮮凍結血漿-LR「日赤」の単位数換算が平成29年度より変更。

Ⅸ 災害時医薬品等の確保対策

1 災害時医薬品等の調達

地震等の医療救護に必要な医薬品及び医療機材等の緊急調達を迅速に実施できるよう神奈川県医薬品卸業協会（平成6年5月27日締結）等との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結しており、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生時直前の適正な価格で調達できるようになっている。

2 災害用血液製剤の確保

地震等の災害発生時における血液の緊急需要に備えるため、日本赤十字社神奈川県支部と「災害用血液製剤の確保に関する協定」（平成26年9月17日）を締結し、負傷者の治療に迅速に対応できる体制をとっている。

3 国有ワクチンの供給

患者の治療に迅速に対応できるようにするため、「国有ワクチン等事務取扱マニュアル」を定め、要請を受けた医療機関に、速やかに国有ワクチンを供給できる体制をとっている。

供給状況

年度	乾燥ガスエソ ウマ抗毒素	乾燥ジフテリア ウマ抗毒素	乾燥組織培養 不活化狂犬病 ワクチン	乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素 (ABEF型)	乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素 (E型)
6年度	—	—	—	5	—
5年度	—	—	—	—	—
4年度	—	—	—	1	—
3年度	—	—	—	—	—
2年度	—	—	—	1	—
元年度	—	—	—	—	—

※ 県であらかじめ購入するのではなく、国と連携を図り供給する方式に変更

4 解毒剤の備蓄

毒物劇物による中毒のうち、特に毒性が強く迅速に対処する必要があるシアン化合物、ヒ素及び有機リン剤による中毒に対して、医療機関からの緊急要請に対応するため、危機管理対策の一環として備蓄している。

中毒の種類	品名	備蓄総量	保管数量		
			横浜地区	県央地区	県西地区
シアン化合物	デトキソール注	500管	250管	150管	100管
ヒ素	バル注	300管	150管	100管	50管
有機リン剤	パム注	300管	150管	100管	50管

参 考 資 料 ・ 統 計

参考資料・統計 目次

○神奈川県薬事審議会規則	59
○神奈川県薬事審議会委員名簿	61
○神奈川県薬物乱用対策推進本部規程	62
○神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領	65
○神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領	66
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱	67
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領	68
○神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱	70
○神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱	71
○神奈川県麻薬中毒審査会	73
○薬物クリーンかながわ推進会議規約	74
○神奈川県献血推進協議会要綱	79
○神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱	81
○神奈川県薬務関係団体組織図	82
○処方箋発行枚数、受取薬局・分業率の推移	83
○薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移	84
○医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移	85
○年度別献血者数と献血量の推移	86
○令和6年度都道府県別献血状況	87

神奈川県薬事審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号に基づき設置された神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。))の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 薬事関係者の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
- (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の取扱いの適正化に関すること。
- (4) 医薬品等の生産の振興及び円滑な流通に関すること。
- (5) 医薬品等の安全性の確保に関すること。
- (6) 薬用植物に関する知識の普及等に関すること。
- (7) その他薬事に関する重要な事項。

(委 員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 薬事関係業者を代表する者
- (3) 消費者を代表する者
- (4) 神奈川県職員

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

第6条 神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定による指定に関する事項を分掌させるため、審議会に、薬物評価検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

3 薬物評価検討部会及び前項の部会(以下「薬物評価検討部会等」という。)に属する委員は、会長が指名する。

4 薬物評価検討部会等に部会長を置き、薬物評価検討部会等に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、薬物評価検討部会等の会務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、薬物評価検討部会等に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

7 部会長は、薬物評価検討部会等で議決した事項について、審議会に報告し、次条の規定により部会の議決をもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。

8 前条の規定は、薬物評価検討部会等について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「薬物評価検討部会等」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「薬物評価検討部会等の委員」と読み替えるものとする。

(審議会と薬物評価検討部会との関係)

第7条 審議会は、前条第1項に掲げる薬物評価検討部会が分掌する事項について、当該部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(専門委員)

第8条 審議会は、専門の事項を調査検討させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康医療局生活衛生部薬務課で処理する。

(委任規定)

第11条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

(昭和38年10月4日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和40年7月13日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和51年2月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和55年3月21日規則第19号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

(平成9年5月13日規則第89号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

(平成17年3月29日規則第93号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(平成26年11月21日規則第103号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

(平成27年6月9日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成30年3月30日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

神奈川県薬事審議会委員名簿(令和7年8月現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験のある者	大 島 憲 子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授
	長 津 雅 則	神 奈 川 県 薬 剤 師 会 会 長
	加 藤 真 介	横浜薬科大学薬学部教授(学部長)
	坪 谷 綾 子	神 奈 川 県 病 院 薬 剤 師 会 理 事
	出 水 庸 介	国立医薬品食品衛生研究所有機化学部部長
	横 田 弘 子	神 奈 川 県 看 護 協 会 専 務 理 事
	平 野 祥 子	神 奈 川 県 立 精 神 医 療 セ ン タ ー 医 長
	藤 倉 寿 則	神 奈 川 県 医 師 会 理 事
	船 田 正 彦	湘 南 医 療 大 学 薬 学 部 教 授
	笹 生 正 人	神 奈 川 県 医 師 会 副 会 長
	山 本 哲	県 議 会 厚 生 常 任 委 員 会 委 員 長
薬事関係業者を 代 表 す る 者	今 井 雄 一 郎	神奈川県医薬品登録販売者協会副会長
	門 野 元 則	神奈川県医薬品卸業協会理事長
	田 上 新 次 郎	神 奈 川 県 製 薬 協 会 会 長
	中 村 富 美 雄	神 奈 川 県 医 薬 品 配 置 協 会 会 長
	吉 村 耕 太 郎	神 奈 川 県 化 粧 品 工 業 協 会 会 長
	輪 島 卓 雄	神 奈 川 県 医 療 機 器 工 業 会 会 長
消 費 者 を 代 表 す る 者	今 井 澄 江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会代表理事
	高 柳 由 美 子	日 本 放 送 協 会 横 浜 放 送 局 局 長
	中牟田 好 江	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程

(設置、目的)

第1条 神奈川県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、神奈川県薬物乱用対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の業務を所掌する。

- (1) 薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導等に関する事。
- (2) 薬物事犯の取締の強化に関する事。
- (3) 薬物中毒者の医療、更生保護等に関する事。
- (4) その他の薬物乱用対策について必要な事項。

(組 織)

第3条 本部は、次の者をもって組織する。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 3 人
- (3) 本部員 若干人

(役 員)

第4条 本部長は、知事をもってあて、本部の業務を統括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、健康医療局を担当する副知事、教育長及び警察本部長をもってあて、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

なお、副本部長職の統括については、健康医療局を担当する副知事があたるものとする。

- 3 本部長及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代理する。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 福祉子どもみらい局長
 - (2) 健康医療局長
 - (3) 教育局指導部長
 - (4) 警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
 - (5) 保健所設置市の衛生担当部局長
 - (6) 国の地方行政機関の職員のうちから本部長が選任した者
 - (7) 関係団体の役職員及び学識経験のある者のうちから本部長が選任した者
- 5 本部員の選任期間は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の本部員の選任期間は、前任者の残任期間とする。
- 6 本部員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

(対策部会の設置)

第6条 本部の下に、取締対策部会及び啓発・青少年対策部会を置く。

2 取締対策部会及び啓発・青少年対策部会の設置・運営については、別に要領をもって定める。

(事務局の組織)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を健康医療局に置き、次の職員をもって組織する。

(1) 事務局長 1 人

(2) 書記 若干人

(事務局職員)

第8条 事務局長は、健康医療局生活衛生部長をもってあてる。

2 書記は、健康医療局の職員をもってあてる。

(委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年7月24日から施行する。

2 神奈川県麻薬等薬物対策本部規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部員名簿

令和7年5月現在

構成	氏名	役職
本部長	黒岩 祐治	知事
副本部長	首藤 健治	副知事
〃	花田 忠雄	教育長
〃	和田 薫	警察本部長
本部員	渡邊 知雄	神奈川県医師会理事
〃	佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会理事
〃	小川 護	神奈川県薬剤師会会長 薬物クリーンかながわ推進会議会長
〃	小原 公一	神奈川県民生委員児童委員協議会副会長
〃	柳川 義信	神奈川県保護司会連合会会長
〃	加藤 恒雄	薬物クリーンかながわ推進会議副会長
〃	中牟田 好江	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
〃	船田 正彦	湘南医療大学薬学部教授
〃	辺見 伸一	かながわ青少年社会環境健全化推進会議会長
〃	横田 正久	横浜地方検察庁刑事部長
〃	岩崎 智之	横浜少年鑑別所長
〃	中臣 裕之	横浜保護観察所長
〃	木村 俊生	東京出入国在留管理局横浜支局長
〃	佐藤 弘規	横浜税関調査部長
〃	真田 健司	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室長
〃	松川 勝紀	横浜海上保安部長
〃	佐藤 健吾	神奈川労働局総務部長
〃	木口 真治	神奈川県町村会常任理事
〃	鈴木 雅和	神奈川県都市衛生行政協議会代表
〃	原田 浩一郎	横浜市医療局長
〃	石渡 一城	川崎市健康福祉局長
〃	佐々木 純司	相模原市健康福祉局長
〃	夏目 久也	横須賀市健康部長
〃	阿南 弥生子	藤沢市保健所長
〃	大久保 一郎	茅ヶ崎市保健所長
〃	増田 年克	教育委員会教育局指導部長
〃	加藤 秋人	警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
〃	川名 勝義	福祉子どもみらい局長
〃	足立原 崇	健康医療局長

神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用対策推進本部に取締対策部会（以下「取締部会」という。）を置く。

第2 所掌事務

取締部会は、薬事事犯の取締の強化に関することを所掌する。

第3 組 織

取締部会の構成員は15名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

警察本部刑事部組織犯罪対策本部長（部会長）
健康医療局長（副部会長）
横浜地方検察庁麻薬係検事
警察本部生活安全部少年捜査課長
警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
東京出入国在留管理局横浜支局企画管理・調査部門首席入国警備官
横浜税関調査部特別審理官（第4担当）
横浜海上保安部警備救難課長
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室情報官
健康医療局生活衛生部薬務課長

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 そ の 他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用防止対策の徹底を図るため、神奈川県薬物乱用対策推進本部に啓発・青少年対策部会(以下「啓発部会」という。)を置く。

第2 所掌事務

啓発部会は、薬物乱用防止、特に青少年による乱用防止についての啓発等に関することを所掌する。

第3 組 織

啓発部会の構成員は27名以内とし、次に掲げる者をあてる。

健康医療局長(部会長)	教育局支援子ども教育支援課長
健康医療局生活衛生部長(副部会長)	教育局支援部学校支援課長
神奈川県薬剤師会副会長	教育局生涯学習部生涯学習課長
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会会長	警察本部生活安全部生活安全総務課長
神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長	警察本部生活安全部少年育成課長
薬物クリーンかながわ推進会議副会長	警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
かながわ青少年社会環境健全化推進会議副会長	知事室室長代理(広報担当)
横浜市民健康局健康安全部医療安全課長	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長
川崎市健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
相模原市健康福祉局保健衛生部地域保健課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
横須賀市民生局健康部保健所企画課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
藤沢市健康医療部保健所地域保健課長	産業労働局労働部雇用労政課長
茅ヶ崎市保健所衛生課長	健康医療局生活衛生部薬務課長
教育局指導部保健体育課長	

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 そ の 他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則
この要領は、平成9年5月21日から施行する。
附 則
この要領は、平成11年6月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成12年7月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成16年9月14日から施行する。
附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成18年10月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和元年6月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和3年3月18日から施行する。
附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和7年3月12日から施行する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱

第1 設 置

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の18の規定に基づく麻薬中毒者の相談及び他の麻薬周辺薬物乱用者の相談に応じるための職員として、神奈川県に麻薬等薬物相談員(以下「相談員」という。)を置く。

第2 定 数

相談員の定数は24名以内とし、地区ごとに必要な人員を定めるものとする。

第3 任 命

相談員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が任命する。

- (1) 人格及び行動については社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。
- (5) 担当区域の実情に精通していること。
- (6) 76歳未満であること。

第4 身 分

相談員は、非常勤職員(第1号会計年度任用職員)とする。

第5 任 期

相談員の任期は、任命の日からその日の属する会計年度の末日までとする。

第6 報 酬

相談員には、報酬を支給するものとする。

第7 職 務

- (1) 観察指導
相談員は、麻薬中毒者であった者のうち観察指導を行うことが必要とされている者の家庭等を訪問して、観察指導を行うものとする。
- (2) 相 談
相談員は、麻薬中毒者及び麻薬周辺薬物乱用者の社会復帰に関し、本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うものとする。
- (3) 思想の普及
相談員は、麻薬及び麻薬周辺薬物の乱用防止を図るため、関係機関と緊密な連携を保ち、担当区域内の薬物乱用防止思想の普及を図るものとする。

第8 服 務

- (1) 相談員は、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- (2) 相談員は、地方公務員法その他神奈川県条例等により定められた服務を遵守する。
- (3) 相談員は、その職務を行うに当たっては、相談員であることを証明する証票を携帯するものとする。

第9 報 告

相談員は、当月の勤務内容及び翌月の勤務予定について、翌月5日までに知事に報告するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。
- 2 第3(6)の規定は、昭和53年3月31日現在において麻薬中毒相談員であった者を引続き任命する場合には、昭和54年3月31日まで適用しない。
- 3 神奈川県麻薬中毒者相談員設置要綱(昭和48年4月1日施行)を廃止する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年11月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領

第1 目 的

この要領は、麻薬等薬物相談員（以下「相談員」という。）に関し神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 地区ごとの相談員定数

相談員の担当地区ごとの定数は、次のとおりとする。

地 区	定 数	
横 浜	9	横浜市
川 崎	4	川崎市
横須賀三浦	2	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町
そ の 他	9	上記以外の市町村
計	24	

第3 報酬額

- (1) 相談員の報酬は、非常勤協議基本報酬額によるものとする。
- (2) 相談員の報酬は、職員の給与及び費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)に基づいて支給する。

第4 身分証明書

相談員が職務を行うに当たり、携行する証票は第1号様式によるものとする。

第5 報告書

相談員が知事に当月の勤務内容及び翌月の予定を報告する報告書は、第2号様式によるものとし、その内容が観察指導である場合には第3号様式による報告書を別に添付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 第5の規定は、当分の間なお従前の例によることのできるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員名簿

令和7年4月現在

地 区	氏 名	公 職
横 浜	石 渡 宏 衛	薬剤師、薬物乱用防止指導員
	関 正 紀	保護司、薬物乱用防止指導員
	水 橋 久 人	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 松 康 夫	保護司
	青 木 須摩子	保護司、薬物乱用防止指導員
	佐々木 安 恵	保護司、薬物乱用防止指導員
	寺 木 博	
	鳥 居 正 義	保護司、薬物乱用防止指導員
	高 森 勝 彦	保護司、薬物乱用防止指導員
川 崎	池 田 正 賢	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 林 房 雄	保護司、薬物乱用防止指導員
	林 悦 子	保護司
	八 鍬 広 幸	薬剤師、薬物乱用防止指導員
横 須 賀 三 浦	戸 澤 和 夫	保護司、薬物乱用防止指導員
	阿 部 吉 勝	保護司、薬物乱用防止指導員
そ の 他	金 子 優 子	薬剤師
	水 嶋 富 士 雄	保護司、薬物乱用防止指導員
	陶 山 和 美	保護司、薬物乱用防止指導員
	玉 木 茂	保護司、薬物乱用防止指導員
	諏訪部 俊 明	保護司、薬物乱用防止指導員
	西 舘 健 吾	保護司、薬物乱用防止指導員
	山 下 耕 司	薬剤師、薬物乱用防止指導員
	篠 崎 安 子	保護司、薬物乱用防止指導員
	夏 目 芳 夫	薬剤師、薬物乱用防止指導員

神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止啓発活動を行う者として、神奈川県薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 定 数

指導員の定数は500人以内とする。

3 選 任

指導員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が選任する。

- (1) 保護司、薬剤師、麻薬等薬物相談員等社会的に指導的立場にある者であること。
- (2) 薬物乱用防止活動に熱意と理解を示す者で時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活力を有すること。
- (4) 76歳未満であること。

4 選任期間

指導員の選任期間は、選任の日から2年とする。

ただし、欠員が生じた場合における新たな指導員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

5 業務の内容

(1) 啓発活動

指導員は、関係機関との連携を密にし、また、各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開する。

(2) 指導活動

指導員は、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、相談を行うものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱(昭和54年11月5日施行)は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)の組織的な啓発活動のために神奈川県薬物乱用防止指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 構 成

協議会は、指導員をもって構成する。

3 事業実施

協議会は、毎年度、組織的に行われることにより啓発効果が期待できる事業実施計画書を作成し、県薬務課に報告する。

4 支 部

- (1) 協議会に支部を置き、指導員はいずれかの支部に属するものとする。
- (2) 保健所を設置する市は、保健所の所管区域ごとに、その他の地域については、県保健福祉事務所の所管区域ごとに支部を置く。
- (3) 各支部の構成員は、10名以上とし、その内訳は別表「神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数」による。
- (4) 支部は、毎年度協議会の事業計画書に基づく地区の特性に応じた事業実施計画書を策定し、指導員による組織的啓発活動を行うほか、保健所、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を図る。
- (5) 支部は、毎年度事業実績報告書を作成し、協議会に報告する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数

支 部 名	定 数	支 部 名	定 数
鶴 見	15	幸	10
神 奈 川	16	中 原	12
西	10	高 津	10
中	12	宮 前	10
南	12	多 摩	10
港 南	12	麻 生	10
保 土 ケ 谷	11	相 模 原	33
旭	11	横 須 賀	22
磯 子	10	藤 沢	17
金 沢	11	茅 ケ 崎	11
港 北	12	平 塚	15
緑	10	鎌 倉	14
青 葉	10	小 田 原	13
都 筑	12	三 崎	10
戸 塚	14	秦 野 伊 勢 原	13
栄	10	厚 木	22
泉	10	大 和 綾 瀬	15
瀬 谷	10	足 柄 上	10
川 崎	11	計	476

平成31年4月1日施行

神奈川県麻薬中毒審査会

麻薬及び向精神薬取締法第58条の13に基づき、麻薬中毒者の入院措置の継続について適否の審査を行う神奈川県麻薬中毒審査会を昭和38年8月8日に設置した。

令和7年4月現在

氏 名	職 業 又 は 役 職
浦 岡 修 子	横浜地方検察庁検事
野 口 杏 子	弁護士
渡 邊 知 雄	公益社団法人神奈川県医師会理事
山 口 由 衣	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科環境免疫病態皮膚科学教授
豊 福 深 奈	一般社団法人横浜市医師会常任理事

麻薬及び向精神薬取締法(抜粋)

(麻薬中毒審査会)

第58条の13 第58条の8第4項(第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で第58条の8第3項の規定により当該都道府県知事が措置院中につき入院を継続する必要があると認められるときに麻薬中毒審査会を置くものとする。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。

3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

薬物クリーンかながわ推進会議規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、薬物クリーンかながわ推進会議の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本会議は、薬物クリーンかながわ推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 推進会議の事務所を事務局の所在地に置く。

(目 的)

第4条 県内の各種機関、団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民と一体となった薬物乱用防止啓発運動（以下「啓発運動」という。）を展開し、もって、不正薬物の存在しない、不正薬物の侵入を許さない「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的とする。

(組 織)

第5条 推進会議は、前条の目的に賛同する団体等を会員として組織する。

(事 業)

第6条 推進会議は、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発運動の推進
- (2) 構成団体相互間の連絡調整
- (3) 啓発運動の推進のための関係団体が行う活動に対する協力、援助
- (4) 啓発運動の推進のための広報活動その他目的達成のために必要な事業

(役 員)

第7条 推進会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 20人程度
- (4) 監事 2人

2 会長は、公益社団法人神奈川県薬剤師会会長をもってあてる。

3 副会長及び運営委員は、会長が委嘱する。

4 監事は、運営委員以外の者から運営委員会が選出する。

5 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、新たな役員が就任するまでの間は原則としてその職務を執行するものとする。なお、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、推進会議の運営に関する事項を審議し、又は実施する。

4 監事は、会計の監査を行う。

(顧 問)

第9条 推進会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会 議)

第10条 推進会議の会議は、総会及び運営委員会等とする。

(入 会)

第11条 会員になろうとする者は、別紙入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員たる団体、機関の代表者、事務所の所在地、名称の変更を行った時も同様とする。

(退 会)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届けなければならない。

2 会員が死亡し、解散した時は、退会したものとみなす。

(総 会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集して開催する。

2 総会は、本会議の運営に関し、特に重要な事項を審議する。

3 総会は、運営委員会をもって代えることができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、原則として年1回以上、会長が召集して開催する。

3 運営委員会は、事業報告、事業計画、決算、予算及びその他本会議の執行に関する重要な事項を審

(専門委員会)

第15条 会長は、第4条の目的達成のために必要があると認める場合には、運営委員会の議事を経て、会員その他の者のうちから、会長が委嘱した者をもって専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員の互選により正・副委員長を置く。

3 専門委員会は、委員長が召集し、必要に応じて開催することができる。

4 専門委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 推進会議の事業計画及び収支予算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第18条 推進会議の事業報告及び収支決算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(資産)

第19条 推進会議の資産は、次に掲げるものをもって構成し、推進会議の事業経費に充てる。

(1) 「ダメ。ゼッタイ」国連支援募金の還付金

(2) 寄付金品

(3) その他の金品

2 前項の資産については、会長がこれを管理する。

(事務局)

第20条 推進会議の活動・運営を円滑にするために事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

3 事務局は、職員若干名をもって組織する。

4 事務局長は、薬務課副課長をもってあてる。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成4年10月28日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成8年6月11日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行の期日)
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行の期日)
この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

薬物クリーンかながわ推進会議会員名簿（182団体）

令和7年4月現在

【衛生関係団体】（48団体）

神奈川県医師会	神奈川県歯科医師会
神奈川県薬剤師会	神奈川県看護協会
神奈川県精神科病院協会	神奈川県病院協会
神奈川県公衆衛生協会	かながわ健康財団
日本赤十字社神奈川県支部	神奈川県麻薬等薬物相談員会
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会	神奈川県製薬協会
神奈川県化粧品工業協会	神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県医薬品登録販売者協会	神奈川県麻薬卸売協会
神奈川県医療機器販売業協会	神奈川県医薬品配置協会
神奈川県医療機器工業会	神奈川県生活衛生営業指導センター
神奈川県鮪商生活衛生同業組合	神奈川県麺類生活衛生同業組合
神奈川県中華料理業生活衛生同業組合	神奈川県社交飲食業生活衛生同業組合
神奈川県料理業生活衛生同業組合	神奈川県飲食業生活衛生同業組合
神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合	神奈川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
神奈川県食肉生活衛生同業組合	神奈川県氷雪販売業生活衛生同業組合
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合	神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合
神奈川県理容生活衛生同業組合	神奈川県美容業生活衛生同業組合
神奈川県興行生活衛生同業組合	神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
神奈川県クリーニング生活衛生同業組合	神奈川県食品衛生協会
横浜市食品衛生協会	川崎市食品衛生協会
横浜市特殊浴場協会	川崎市特殊浴場協会
横浜市旅館組合連合会	神奈川県ペストコントロール協会
神奈川県ビルメンテナンス協会	神奈川県理学療法士会
神奈川県臨床衛生検査技師会	日本産業医療ガス協会 神奈川県支部

【商工関係団体】（10団体）

神奈川県中小企業団体中央会	神奈川県商工会議所連合会
神奈川県商工会連合会	神奈川県高圧ガス防災協議会
神奈川県観光協会	神奈川県旅行業協会
JATA関東支部神奈川県地区会	神奈川県遊技場協同組合
神奈川県石油商業組合	神奈川県カラオケボックス協会

【建設・不動産関係団体】（3団体）

神奈川県建設業協会	神奈川県宅地建物取引業協会
-----------	---------------

全日本不動産協会神奈川県本部

【塗装関係団体】（5団体）

日本塗料商業組合神奈川県支部	神奈川県塗装協会
神奈川県塗装工業協同組合	神奈川県建設防水事業協同組合

シンナー・トルエン等乱用防止神奈川連絡会

【金融関係団体】（3団体）

横浜銀行協会	神奈川県信用金庫協会
--------	------------

日本貸金業協会神奈川県支部

【農政関係団体】（6団体）

神奈川県農業協同組合中央会	神奈川県種苗協同組合
神奈川県漁業協同組合連合会	神奈川県栽培漁業協会
神奈川県獣医師会	神奈川県森林組合連合会

【交通関係団体】（10団体）

神奈川県バス協会	神奈川県交通安全協会
神奈川県トラック協会	神奈川県自動車整備振興会
神奈川県個人タクシー協会	神奈川県タクシー協会
神奈川県指定自動車教習所協会	日本自動車連盟神奈川支部
神奈川県自動車販売店協会	神奈川県道路公社

【PTA関係団体】（5団体）
神奈川県立高等学校PTA連合会
川崎市PTA連絡協議会
横浜市PTA連絡協議会

【学校関係団体】（6団体）
神奈川県私学団体連合会
神奈川県専修学校各種学校協会
神奈川県市町村教育長会連合会

【青少年関係団体】（2団体）
神奈川県青少年指導員連絡協議会

【福祉関係団体】（12団体）
神奈川県民生委員児童委員協議会
川崎市民生委員児童委員協議会
神奈川県社会福祉協議会
川崎市社会福祉協議会
神奈川県社会福祉事業団
神奈川県総合リハビリテーション事業団

【スポーツ関係団体】（10団体）
神奈川県スポーツ協会
神奈川県スケート連盟
神奈川県武術太極拳連盟
神奈川県馬術協会
神奈川県カヌー協会

【報道関係】（4団体）
神奈川新聞社
神奈川県ケーブルテレビ協議会

【その他】（14団体）
神奈川県保護司会連合会
神奈川県地域婦人団体連絡協議会
横浜市防犯協会連合会
神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会
国際ロータリー 第2590地区
ライオンズクラブ国際協会330-B地区
かながわ女性会議

【国機関】（8団体）
横浜税関
横浜保護観察所
東京出入国在留管理局横浜支局
横浜少年鑑別所

【県機関】（3団体）
神奈川県
神奈川県警察本部

【市町村】（33団体）
横浜市 川崎市 横須賀市
小田原市 茅ヶ崎市 逗子市
厚木市 大和市 伊勢原市
綾瀬市 葉山町 寒川町
大井町 松田町 山北町
湯河原町 愛川町 清川村

神奈川県PTA協議会
神奈川県私学保護者会連合会

神奈川県私立中学高等学校協会
神奈川県私立短期大学協会
神奈川県私立大学連絡協議会

神奈川県少年補導員連絡協議会

横浜市民生委員児童委員協議会
相模原市民生委員児童委員協議会
横浜市社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会
恩賜財団神奈川県済生会
神奈川県医療福祉施設協同組合

神奈川県ライフル射撃協会
神奈川県剣道連盟
神奈川県卓球協会
神奈川県ウエイトリフティング協会
神奈川県野球連盟

アールエフラジオ日本
ジェイコム湘南

神奈川県更生保護女性連盟
神奈川県防犯協会連合会
神奈川県銃砲安全協会連合会
神奈川県暴力追放推進センター
国際ロータリー 第2780地区
神奈川県弁護士会
国際ソロプチミスト横浜西

神奈川労働局
南関東防衛局
関東運輸局神奈川運輸支局
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室

神奈川県教育局

平塚市	鎌倉市	藤沢市
相模原市	三浦市	秦野市
海老名市	座間市	南足柄市
大磯町	二宮町	中井町
開成町	箱根町	真鶴町

神奈川県献血推進協議会要綱

(設 置)

第1条 献血思想の普及並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、健康医療局に神奈川県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構 成)

第2条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

(役 員)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には知事を、副会長には健康医療局長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長とも事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の選任期間は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の選任期間は前任の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(所掌事務)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) 献血推進計画の検討に関すること。
- (4) その他献血の推進に関する必要な事項。

(会 議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 協議会は、必要に応じ、特別な事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が協議会にはかつて指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は部会長が招集する。
- 5 部会長は部会の会議を主宰し、会議を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため健康医療局生活衛生部薬務課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人、幹事及び書記若干人を置く。
- 3 事務局長には生活衛生部長をもってあてる。
- 4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。
- 5 幹事及び書記は県職員及び関係機関の職員のうちから知事が選任する。
- 6 幹事及び書記は事務局長の命を受け局務に従事する。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この要綱は、昭和40年1月28日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施す

附 則

この要綱は、平成14年1月4日から実施す

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 第2条の適用については、委員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

神奈川県献血推進協議会委員名簿

令和7年7月30日現在

構成	氏名	役 職
会長	黒岩 祐治	神奈川県知事
副会長	足立原 崇	神奈川県健康医療局長
委員	安藤 慶	公募委員
〃	石川 巧	神奈川県議会議員
〃	大久保 理恵	神奈川県赤十字血液センター所長
〃	太田 史一	公益社団法人神奈川県病院協会常任理事
〃	川口 浩人	公益社団法人神奈川県医師会理事
〃	近藤 和之	株式会社テレビ神奈川総務部長
〃	佐藤 弥斗	座間市長（神奈川県市長会）
〃	獅々倉 聡	神奈川県立秦野曾屋高等学校校長
〃	関口 明彦	一般社団法人神奈川県経営者協会事務局長
〃	竹田 哲也	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長
〃	辻井 祐幸	ライオンズクラブ国際協会330-B地区 地区ガバナー
〃	鳥越 政晴	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会理事
〃	藤澤 浩子	特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川代表理事
〃	松川 正二郎	神奈川県議会議員
〃	八鍬 広幸	公益社団法人神奈川県薬剤師会理事
〃	山神 裕	開成町長（神奈川県町村会）

（委員は五十音順）

神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 神奈川県内において、患者及び医師等の医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品、以下「GE」という。)を使用できる環境を整備し、その使用を促進することにより、患者負担の軽減及び医療費の削減を図ることを目的に、有識者及び関係団体等による神奈川県後発医薬品使用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及状況の把握と情報共有に関すること
- (2) GEの使用促進策に関すること
- (3) GEの普及啓発に関すること
- (4) その他GEに関すること

(委 員)

第3条 協議会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者について、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体において推薦された者
- (3) 県民
- (4) その他

2 委員の選任期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の選任期間の途中で選任された委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が決定していない場合は、健康医療局生活衛生部薬務課長が招集する。

- 2 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

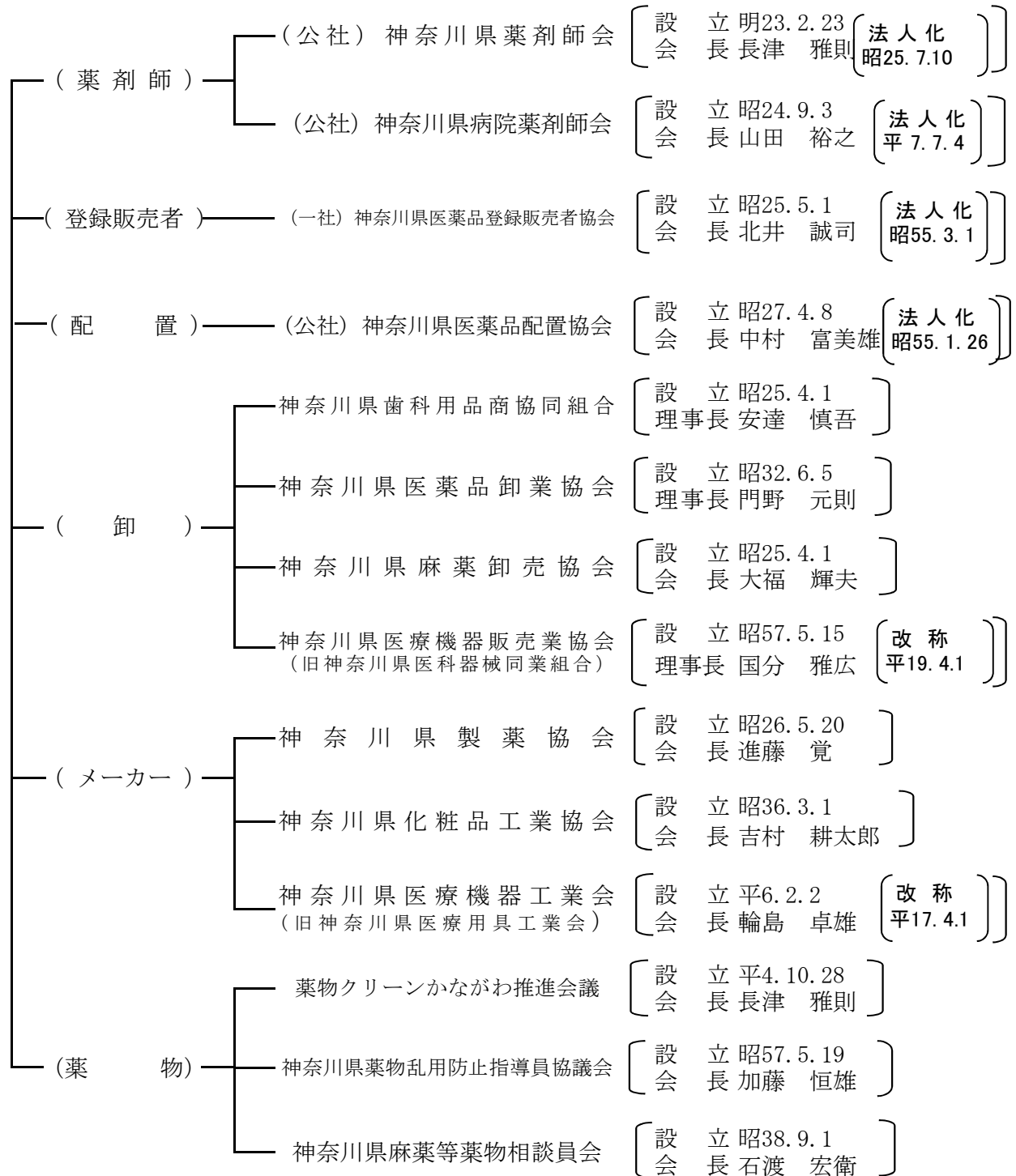
神奈川県後発医薬品使用促進協議会委員名簿(令和7年8月現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	石 井 泰 彦	神 奈 川 県 薬 剤 師 会 理 事
	池 島 秀 明	神 奈 川 県 病 院 協 会 常 任 理 事
	市 田 千 佳	神 奈 川 県 病 院 薬 剤 師 会 理 事
	金 田 光 正	横 浜 薬 科 大 学 教 授
	林 健 太 郎	日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会原薬分科会委員
	藤 倉 寿 則	神 奈 川 県 医 師 会 理 事
	又 吉 誉 章	神 奈 川 県 歯 科 医 師 会 常 務 理 事
関係団体	大 野 哲 哉	日本ジェネリック製薬協会政策委員会渉外グループ委員
	大 福 輝 夫	神 奈 川 県 医 薬 品 卸 業 協 会 副 理 事 長
	長 野 豊	全 国 健 康 保 険 協 会 神 奈 川 支 部 長
県民その他	小 野 結 菜	公 募 委 員
	紅 野 弘 子	神 奈 川 県 地 域 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 会 長
	山 本 玲 子	神 奈 川 県 介 護 支 援 専 門 員 協 会 副 理 事 長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬務関係団体組織図

令和7年8月1日現在



処方箋発行枚数、受取薬局・分業率の推移

年 度	処方箋(社保・国保)			指 数		薬局数	保 険 薬局数 (A)	請 求 薬局数 (B)	請 求 薬局率 (B/A) %	分 業 率 (処方箋 受取率) %
	枚数(万枚)	金 額	金 額 (百 万 円)	枚数	金額					
2024 (R6)	6,758	536,132,853,800	5361億33百万円	6,144	31,316	4,267	4,151	4,171	100.5%	89.7
2023 (R5)	6,638	527,597,205,190	5275億97百万円	6,034	30,818	4,199	4,081	4,089	100.2%	88.1
2022 (R4)	6,177	498,924,549,370	4989億25百万円	5,615	29,143	4,156	4,048	4,036	99.7%	84.3
2021 (R3)	5,907	489,069,105,730	4890億69百万円	5,370	28,567	4,093	3,991	3,973	99.5%	83.1
2020 (R2)	5,538	462,264,854,080	4622億64百万円	5,035	27,001	4,009	3,894	3,918	100.6%	84.8
2019 (R1)	6,206	482,318,459,060	4823億18百万円	5,642	28,173	3,952	3,857	3,883	100.7%	84.2
2018 (H30)	6,205	465,142,091,950	4651億42百万円	5,641	27,170	3,888	3,797	3,812	100.4%	83.5
2017 (H29)	6,030	475,727,849,809	4757億27百万円	5,482	27,788	3,836	3,774	3,757	99.5%	82.5
2016 (H28)	6,081	469,846,021,532	4698億46百万円	5,528	27,444	3,825	3,767	3,776	100.2%	81.8
2015 (H27)	6,007	484,198,031,567	4841億98百万円	5,461	28,283	3,769	3,688	3,678	99.7%	80.5
2014 (H26)	5,901	445,453,791,270	4454億53百万円	5,365	26,019	3,724	3,663	3,603	98.4%	79.6
2013 (H25)	5,846	436,991,273,523	4369億91百万円	5,315	25,525	3,680	3,618	3,559	98.4%	79.0
2012 (H24)	5,849	415,629,576,082	4156億29百万円	5,317	24,277	3,610	3,547	3,451	97.3%	78.8
2011 (H23)	5,759	411,096,367,338	4110億96百万円	5,235	24,013	3,506	3,457	3,343	96.7%	78.6
2010 (H22)	5,686	380,853,649,625	3808億53百万円	5,169	22,246	3,444	3,403	3,260	95.8%	77.1
2009 (H21)	5,440	365,750,340,303	3657億50百万円	4,945	21,364	3,392	3,372	3,158	93.7%	74.7
2008 (H20)	5,411	341,772,000,000	3417億72百万円	4,919	19,963	3,370	3,304	3,164	95.8%	73.9
2003 (H15)	4,705	244,238,000,000	2442億38百万円	4,277	14,266	3,188	3,026	2,841	93.9%	68.6
1998 (H10)	3,345	127,663,000,000	1276億63百万円	3,041	7,457	2,809	2,706	2,282	84.3%	45.4
1993 (H5)	2,019	72,923,000,000	729億23百万円	1,835	4,260	2,421	2,344	1,588	67.7%	30.1
1989 (H1)	1,406	43,254,000,000	432億54百万円	1,278	2,527	2,325	2,163	1,280	59.2%	22.9
1985 (S60)	1,008	25,218,000,000	252億18百万円	916	1,473	2,157	1,915	1,104	57.7%	—
1980 (S55)	493	14,742,000,000	147億42百万円	448	861	1,904	1,697	705	41.5%	—
1975 (S50)	110	1,712,000,000	17億12百万円	100	100	1,612	1,303	441	33.8%	—

(薬務課調べ)

薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移

年 度	薬剤師数	薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者 数						
		薬 局	一 般 (*1)	卸 (*2)	薬 種 商	特 例	配 置	合 計
2024 (R6)	-	4,267	1,588	541	0	0	131	6,527
2023 (R5)	-	4,199	1,567	540	0	0	143	6,449
2022 (R4)	23,718	4,156	1,560	556	1	0	161	6,434
2021 (R3)	-	4,093	1,547	562	1	0	175	6,378
2020 (R2)	23,872	4,009	1,509	580	1	0	183	6,282
2019 (R1)	-	3,952	1,486	577	1	0	195	6,211
2018 (H30)	22,913	3,888	1,461	581	1	0	200	6,131
2017 (H29)	-	3,836	1,427	583	1	0	215	6,062
2016 (H28)	22,104	3,825	1,403	576	1	1	232	6,038
2015 (H27)	-	3,770	1,365	583	1	1	232	5,952
2014 (H26)	21,541	3,724	1,353	579	3	2	243	5,904
2013 (H25)	-	3,680	1,307	577	3	2	243	5,812
2012 (H24)	20,212	3,610	1,251	581	3	4	254	5,703
2011 (H23)	-	3,506	1,179	557	4	46	265	5,557
2010 (H22)	19,610	3,444	1,179	506	3	86	288	5,506
2009 (H21)	-	3,392	1,092	454	52	137	290	5,417
2008 (H20)	17,650	3,370	913	413	171	169	301	5,337
2007 (H19)	-	3,310	930	417	191	168	301	5,317
2006 (H18)	16,507	3,305	923	420	204	168	303	5,323
2005 (H17)	-	3,218	943	412	213	172	315	5,273
2004 (H16)	15,672	3,232	948	426	228	185	383	5,402
2003 (H15)	-	3,188	1,006	425	254	198	378	5,449
2002 (H14)	14,930	3,143	1,004	437	263	200	395	5,442
2001 (H13)	-	3,091	1,034	437	276	186	390	5,414
2000 (H12)	14,147	3,039	1,052	437	288	179	396	5,391
1999 (H11)	-	2,887	1,100	436	302	178	404	5,307
1998 (H10)	13,033	2,809	1,095	450	326	178	418	5,276
1997 (H9)	-	2,743	1,127	446	337	178	430	5,261
1996 (H8)	12,213	2,642	1,139	452	351	183	451	5,218
1995 (H7)	-	2,540	1,093	448	377	180	450	5,088
1994 (H6)	11,003	2,472	1,060	453	400	181	459	5,025
1993 (H5)	-	2,421	1,022	440	405	179	471	4,938
1992 (H4)	9,868	2,369	983	451	419	182	487	4,891
1991 (H3)	-	2,343	949	441	433	183	503	4,852
1990 (H2)	9,042	2,332	890	428	443	184	530	4,807
1989 (H1)	-	2,325	873	411	467	190	569	4,835
1988 (S63)	8,330	2,269	820	403	474	190	572	4,728
1987 (S62)	-	2,232	764	385	472	190	570	4,613
1986 (S61)	7,912	2,201	698	366	480	191	559	4,495
1985 (S60)	-	2,157	672	366	487	199	560	4,441
1984 (S59)	7,340	2,103	646	359	487	197	553	4,345
1983 (S58)	-	2,050	653	324	481	204	552	4,264
1982 (S57)	7,082	2,034	658	302	485	198	542	4,219
1981 (S56)	6,879	1,969	693	244	457	180	595	4,138
1980 (S55)	6,664	1,904	736	206	459	174	591	4,070
1979 (S54)	6,373	1,821	733	201	448	165	576	3,944
1978 (S53)	6,513	1,760	715	180	431	171	614	3,871
1977 (S52)	6,385	1,710	686	162	411	268	640	3,877
1976 (S51)	6,466	1,658	661	172	395	263	640	3,789
1975 (S50)	6,323	1,612	634	170	368	281	620	3,685
1974 (S49)	6,027	1,535	688	177	334	375	645	3,754
1973 (S48)	5,689	1,487	699	454	289	365	640	3,934
1972 (S47)	5,324	1,460	689	136	290	361	615	3,551
1971 (S46)	5,024	1,426	724	109	245	359	640	3,503
1970 (S45)	4,490	1,373	685	93	247	403	608	3,409
1969 (S44)	4,123	1,314	611	73	216	406	583	3,203
1968 (S43)	3,927	1,273	496	63	199	448	596	3,075
1967 (S42)	3,664	1,287	428	53	178	438	560	2,944
1966 (S41)	3,686	1,148	414	41	182	478	567	2,830
1965 (S40)	3,350	1,082	385		182	447	568	2,664
1964 (S39)	3,234	1,037	335		188	477	594	2,631

(注1) 数字は、各年度末現在。

(注2) 薬剤師届出は、S57年から隔年実施。年末現在数。

(注3) 参考文献：衛生統計年報（S30～）、衛生行政の概要（S40～）、薬務行政の概要（S50～）

(注4) H21年度より、(*1)：店舗販売業、(*2)：卸売販売業として計上

医薬品等製造販売・製造業者数・生産（輸入）金額の推移

年	医薬品等製造販売業・製造業者数（ ）内製造販売業者内数						医薬品等生産・金額（単位：億円）				
	医 薬 品	医薬部外品	化 粧 品	医 療 機 器	再生医療等製品	合 計	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	合 計
2024 (R6)	150 (36)	196 (57)	419 (166)	# 690 (154)	5 (2)	# 1,460 (415)	△		△	△	△
2023 (R5)	144 (33)	192 (56)	405 (159)	# 698 (158)	5 (1)	# 1,444 (407)	4,370	-	2,407	236	7,013
2022 (R4)	143 (31)	186 (55)	383 (149)	# 676 (145)	4 (1)	# 1,392 (381)	4,163	-	1,766	186	6,115
2021 (R3)	145 (30)	191 (55)	382 (145)	# 660 (140)	5 (1)	# 1,383 (371)	3,762	-	1,328	284	5,374
2020 (R2)	141 (27)	185 (53)	362 (140)	# 644 (133)	5 (1)	# 1,337 (354)	3,769	-	1,467	175	5,411
2019 (R1)	139 (27)	181 (51)	349 (135)	# 626 (123)	4 (1)	# 1,299 (337)	○ 4,023	-	1,948	○ 170	6,141
2018 (H30)	143 (29)	171 (49)	346 (134)	# 617 (122)	3 (1)	# 1,280 (335)	3,288	-	2,048	2,503	7,839
2017 (H29)	151 (30)	168 (50)	335 (131)	# 597 (114)	2 (1)	# 1,253 (326)	3,452	-	2,004	2,430	7,886
2016 (H28)	148 (31)	165 (50)	316 (121)	# 581 (113)	1 (0)	# 1,211 (315)	3,637	-	1,676	2,097	7,411
2015 (H27)	144 (30)	160 (49)	315 (123)	# 540 (103)	1 (0)	# 1,160 (305)	3,128	-	1,647	1,887	6,661
2014 (H26)	151 (30)	163 (51)	309 (121)	# 525 (100)	-	# 1,148 (302)	3,172	-	1,495	1,443	6,110
2013 (H25)	158 (32)	173 (54)	324 (125)	# 498 (96)	-	# 1,153 (307)	3,970	-	1,616	1,384	6,970
2012 (H24)	159 (33)	175 (55)	323 (124)	# 479 (91)	-	# 1,136 (303)	3,403	-	1,880	1,427	6,710
2011 (H23)	157 (33)	176 (57)	335 (128)	# 487 (93)	-	# 1,155 (311)	4,352	-	2,702	1,305	8,359
2010 (H22)	156 (32)	168 (57)	323 (126)	# 472 (95)	-	# 1,119 (310)	3,292	-	2,907	1,552	7,751
2009 (H21)	155 (34)	161 (55)	315 (124)	# 470 (95)	-	# 1,101 (308)	3,752	-	2,899	3,932	10,583
2008 (H20)	152 (34)	166 (58)	331 (130)	# 489 (104)	-	# 1,138 (326)	4,088	1,163	3,662	2,125	11,038
2007 (H19)	155 (35)	172 (57)	338 (130)	# 469 (104)	-	# 1,134 (326)	4,142	1,258	3,815	1,811	11,026
2006 (H18)	163 (35)	176 (58)	343 (125)	# 502 (113)	-	# 1,184 (331)	4,364	934	3,679	1,005	9,982
2005 (H17)	182 (41)	169 (55)	342 (121)	# 493 (113)	-	# 1,186 (330)	4,384	821	3,885	1,310	10,400
2004 (H16)	109 (19)	94 (16)	215 (94)	# 325 (60)	-	# 743 (189)	3,752	1,037	3,613	630	9,032
2003 (H15)	112 (19)	86 (16)	202 (84)	# 313 (60)	-	# 713 (179)	4,462	1,308	3,817	700	10,287
2002 (H14)	111 (20)	84 (16)	201 (82)	# 300 (53)	-	# 696 (171)	4,351	975	4,025	665	10,016
2001 (H13)	112 (19)	82 (16)	201 (84)	# 290 (43)	-	# 685 (162)	4,673	880	4,040	557	10,150
2000 (H12)	115 (20)	78 (15)	187 (71)	# 301 (44)	-	# 681 (150)	4,447	807	3,966	580	9,800
1999 (H11)	120 (20)	78 (14)	177 (65)	# 300 (43)	-	# 675 (142)	4,498	924	3,805	592	9,819
1998 (H10)	126 (23)	74 (14)	175 (65)	# 309 (46)	-	# 684 (148)	4,143	923	3,868	525	9,459
1997 (H9)	124 (21)	71 (13)	172 (62)	# 297 (42)	-	# 664 (138)	5,114	1,095	3,983	595	10,787
1996 (H8)	129 (22)	67 (13)	170 (61)	# 266 (42)	-	# 632 (138)	4,355	980	3,949	530	9,814
1995 (H7)	133 (22)	69 (13)	150 (47)	191 (42)	-	543 (124)	5,268	1,187	3,700	689	10,844
1994 (H6)	131 (22)	69 (13)	139 (36)	184 (35)	-	523 (106)	4,889	1,154	3,601	658	10,302
1993 (H5)	129 (22)	69 (13)	141 (33)	181 (33)	-	520 (101)	4,845	1,098	3,373	701	10,017
1992 (H4)	127 (22)	64 (13)	142 (33)	185 (33)	-	518 (101)	3,254	1,108	3,454	650	8,466
1991 (H3)	129 (20)	63 (11)	135 (31)	187 (35)	-	514 (97)	3,520	1,052	3,304	697	8,573
1990 (H2)	126 (19)	63 (11)	133 (30)	189 (35)	-	511 (95)	3,389	1,075	3,162	665	8,291
1989 (H1)	123 (18)	60 (11)	120 (24)	182 (29)	-	485 (82)	3,228	1,070	2,858	574	7,730
1988 (S63)	127 (18)	61 (11)	113 (24)	179 (26)	-	480 (79)	3,354	942	2,740	571	7,607
1987 (S62)	130 (19)	62 (11)	111 (23)	168 (22)	-	471 (75)	2,888	860	2,786	554	7,088
1986 (S61)	130 (17)	61 (11)	107 (19)	158 (18)	-	456 (65)	2,598	843	2,779	516	6,736
1985 (S60)	125 (15)	55 (8)	98 (15)	148 (14)	-	426 (52)	2,378	802	2,791	425	6,396
1984 (S59)	125 (16)	54 (7)	97 (16)	144 (13)	-	420 (52)	2,428	766	2,618	399	6,211
1983 (S58)	128 (15)	55 (7)	90 (13)	141 (15)	-	414 (50)	2,594	735	2,731	360	6,420
1982 (S57)	125 (13)	54 (7)	83 (14)	146 (18)	-	408 (52)	2,706	712	2,663	272	6,353
1981 (S56)	123 (12)	52 (6)	80 (13)	132 (17)	-	387 (48)	2,613	523	2,250	243	5,629
1980 (S55)	129 (13)	52 (5)	82 (13)	132 (15)	-	395 (46)	* 2,438	* 508	1,970	* 246	* 5,162
1979 (S54)	125 (13)	51 (5)	82 (11)	125 (12)	-	383 (41)	1,880	467	2,140	323	4,810
1978 (S53)	129 (13)	54 (5)	75 (11)	127 (12)	-	385 (41)	1,806	473	1,545	475	4,299
1977 (S52)	132 (11)	53 (3)	66 (8)	106 (11)	-	357 (33)	1,447	492	2,039	259	4,237
1976 (S51)	134 (10)	59 (5)	64 (9)	97 (9)	-	354 (33)	1,362	479	1,722	222	3,785
1975 (S50)	134 (10)	54 (5)	68 (10)	93 (9)	-	349 (34)	1,145	428	1,870	189	3,632
1974 (S49)	139 (0)	55 (0)	61 (0)	84 (0)	-	339 (0)	1,139	406	+1,283	189	3,017
1973 (S48)	146 (10)	55 (4)	66 (9)	83 (5)	-	350 (28)	859	369	-	156	1,384
1972 (S47)	146 (9)	57 (4)	68 (8)	85 (5)	-	356 (26)	645	279	-	172	1,096
1971 (S46)	150 (12)	54 (4)	62 (7)	74 (0)	-	340 (23)	604	240	-	243	1,087
1970 (S45)	146 (10)	58 (3)	54 (6)	74 (4)	-	332 (23)	680	192	-	238	1,110
1969 (S44)	152 (12)	61 (3)	54 (6)	62 (3)	-	329 (24)	625	139	-	180	944
1968 (S43)	151 (12)	58 (3)	54 (7)	60 (3)	-	323 (25)	515	94	-	156	765
1967 (S42)	137 (9)	51 (3)	52 (10)	35 (2)	-	275 (24)	387	50	-	146	583
1966 (S41)	132 (8)	51 (3)	52 (9)	35 (2)	-	270 (22)	301	19	-	125	445
1965 (S40)	138 (7)	48 (2)	52 (11)	34 (2)	-	272 (22)	274	17	-	149	440
1964 (S39)	132 (7)	48 (1)	59 (11)	28 (0)	-	267 (19)	220	8	-	74	302
1963 (S38)	131 (6)	39 (1)	53 (10)	24 (0)	-	247 (17)	127	4	-	61	192

(注1) +化粧品は生産額。*この年から輸入額を含む。○この年から生産額のみ。#修理業を含む。

2004(H16)以前の()内数は輸入業者内数

(注2) 参考文献：衛生統計年報（S30～）、衛生行政の概要（S40～）、薬務行政の概要（S50～）、薬事工業生産動態統計（医薬品生産・輸入金額 S30～、医療用具（機器）生産・輸入金額 S58～、都道府県別医薬品・医療機器生産金額 R1～） △は、結果が未公表。

(注3) 2009(H21)以降の医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。

(注4) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。

献血者数と献血量の推移

年 度	献 血 者 数 (人)				献血量(ℓ)
	200mL献血	400mL献血	成 分 献 血		
2024 (R6)	338,052	10,605	210,852	116,595	154,561
2023 (R5)	333,282	10,238	208,095	114,949	149,507
2022 (R4)	329,814	10,253	204,129	115,432	148,135
2021 (R3)	325,295	9,791	202,619	112,885	140,937
2020 (R2)	327,139	8,956	200,988	117,195	147,093
2019 (R1)	316,940	9,976	201,485	105,479	140,652
2018 (H30)	302,620	10,769	201,154	90,697	124,060
2017 (H29)	298,216	10,193	202,579	85,444	122,394
2016 (H28)	301,032	9,483	199,836	91,713	124,660
2015 (H27)	297,871	12,612	196,258	89,001	120,669
2014 (H26)	296,828	13,157	195,058	88,613	108,047
2013 (H25)	301,114	14,905	194,965	91,244	121,419
2012 (H24)	306,426	10,500	195,457	100,469	126,028
2011 (H23)	302,104	6,842	196,770	98,492	123,729
2010 (H22)	307,166	6,369	195,971	104,826	127,724
2009 (H21)	316,864	4,377	189,622	122,865	135,763
2008 (H20)	310,533	5,301	184,989	120,243	126,199
2007 (H19)	291,750	9,920	183,814	98,016	116,816
2006 (H18)	273,290	17,369	174,395	81,526	107,153
2005 (H17)	279,706	14,438	174,088	91,180	110,968
2004 (H16)	294,459	11,716	173,852	108,891	118,655
2003 (H15)	305,193	11,799	178,007	115,387	124,172
2002 (H14)	312,385	18,366	176,102	117,917	127,351
2001 (H13)	315,937	33,576	167,417	114,944	116,472
2000 (H12)	306,168	44,204	159,774	102,190	109,055
1999 (H11)	316,497	49,510	165,780	101,207	112,843
1998 (H10)	318,674	64,151	152,589	101,934	109,341
1997 (H9)	316,180	79,434	149,716	87,030	104,263
1996 (H8)	308,849	93,857	145,043	69,949	96,893
1995 (H7)	320,649	103,693	145,291	71,665	98,966
1994 (H6)	371,005	145,493	139,051	86,461	114,811
1993 (H5)	389,583	212,612	106,487	70,484	112,578
1992 (H4)	395,513	247,573	94,176	53,764	108,138
1991 (H3)	406,723	274,394	95,089	37,240	107,740
1990 (H2)	389,074	303,801	69,000	16,273	94,869
1989 (H1)	385,759	324,038	57,856	3,865	89,496
1988 (S63)	405,411	354,631	50,097	683	91,238
1987 (S62)	424,809	384,634	39,853	322	92,997
1986 (S61)	454,187	429,244	24,837	106	95,826
1985 (S60)	467,096	467,096			93,419
1984 (S59)	464,444	464,444			92,889
1983 (S58)	444,109	444,109			88,822
1982 (S57)	433,966	433,966			86,793
1981 (S56)	412,378	412,378			82,476
1980 (S55)	352,749	352,749			70,550
1979 (S54)	297,672	297,672			59,534
1978 (S53)	280,276	280,276			56,055
1977 (S52)	257,792	257,792			51,558
1976 (S51)	232,304	232,304			46,461
1975 (S50)	208,729	208,729			41,746
1974 (S49)	199,742	199,742			39,948
1973 (S48)	186,347	186,347			37,269
1972 (S47)	166,115	166,115			33,223
1971 (S46)	153,849	153,849			30,770
1970 (S45)	151,065	151,065			30,213
1969 (S44)	136,921	136,921			27,384
1968 (S43)	121,163	121,163			24,233

※神奈川県赤十字血液センター令和6年度資料

令和6年度都道府県別献血状況

令和6年4月～令和7年3月累計

ブロック名	都道府県	項目	全血献血							成分献血						
			合計	前年比	200mL献血者		400mL献血者		400 血 率 m L	合計	前年比	血漿成分献血者		血小板成分献血者		
					男性	女性	男性	女性				男性	女性			
北海道	北海道	人 192,964	% 99.1	人 1,592	人 8,314	人 132,754	人 50,304	% 94.9	人 53,999	% 100.2	人 11,868	人 9,277	人 26,759	人 6,095		
	小計	192,964	99.1	1,592	8,314	132,754	50,304	94.9	53,999	100.2	11,868	9,277	26,759	6,095		
東北	青森	33,006	97.0	236	827	22,331	9,612	96.8	12,067	92.4	4,294	2,524	4,176	1,073		
	岩手	31,982	100.5	172	1,018	21,918	8,874	96.3	12,395	101.3	4,592	2,861	4,340	602		
	宮城	61,241	96.9	649	1,775	43,275	15,542	96.0	26,344	96.7	11,122	6,131	8,022	1,069		
	秋田	24,217	98.9	107	584	16,955	6,571	97.1	12,207	96.5	4,939	2,903	4,327	38		
	山形	28,688	97.1	91	674	20,499	7,424	97.3	12,469	98.3	3,780	3,381	4,442	866		
	福島	52,814	100.7	657	1,405	37,727	13,025	96.1	21,398	103.7	9,119	3,341	8,155	783		
	小計	231,948	98.5	1,912	6,283	162,705	61,048	96.5	96,880	98.3	37,846	21,141	33,462	4,431		
関東甲信越	茨城	76,473	103.3	874	2,690	53,859	19,050	95.3	29,456	102.1	13,457	8,594	6,425	980		
	栃木	65,811	100.7	1,168	5,285	44,083	15,275	90.2	29,472	103.1	13,406	7,355	7,700	1,011		
	群馬	60,046	102.1	602	3,452	40,951	15,041	93.2	28,459	101.3	13,042	6,803	7,161	1,453		
	埼玉	177,981	100.3	1,662	10,339	120,958	45,022	93.3	65,282	101.8	28,020	14,891	20,519	1,852		
	千葉	164,813	100.6	916	4,912	115,856	43,129	96.5	73,892	102.3	28,681	21,019	19,941	4,251		
	東京	379,441	99.8	2,066	17,353	253,221	106,801	94.9	206,778	101.9	82,745	53,508	52,077	18,448		
	神奈川	221,457	101.4	1,487	9,118	155,938	54,914	95.2	116,595	101.4	51,098	29,458	31,168	4,871		
	新潟	57,155	99.0	238	1,373	41,539	14,005	97.2	31,823	92.4	15,955	8,862	6,166	840		
	山梨	24,560	100.4	138	615	17,761	6,046	96.9	12,459	99.1	8,315	4,144				
	長野	51,125	100.1	347	835	37,293	12,650	97.7	24,744	100.6	11,066	7,265	5,288	1,125		
	小計	1,278,862	100.6	9,498	55,972	881,459	331,933	94.9	618,960	101.2	265,785	161,899	156,445	34,831		
東海北陸	富山	27,869	103.7	227	1,132	19,848	6,662	95.1	12,111	108.5	4,817	2,715	4,232	347		
	石川	28,824	103.9	242	1,446	20,619	6,517	94.1	17,016	102.5	7,003	4,213	5,385	415		
	福井	19,680	97.8	187	729	13,674	5,090	95.3	7,841	99.2	5,864	1,977				
	岐阜	47,946	99.7	496	2,490	33,445	11,515	93.8	18,614	96.0	6,018	4,470	7,327	799		
	静岡	92,498	99.1	876	4,390	67,513	19,719	94.3	35,907	96.5	18,792	8,872	7,749	494		
	愛知	181,249	100.5	1,306	6,402	132,633	40,908	95.7	109,726	96.1	42,320	32,053	29,834	5,519		
	三重	38,340	101.2	44	204	30,211	7,881	99.4	25,489	94.6	10,480	6,047	8,276	686		
	小計	436,406	100.5	3,378	16,793	317,943	98,292	95.4	226,704	97.1	95,294	60,347	62,803	8,260		
近畿	滋賀	43,887	99.1	252	1,109	32,232	10,294	96.9	9,411	92.9	2,587	1,989	4,279	556		
	京都	76,157	98.4	118	840	54,518	20,681	98.7	31,898	96.9	9,883	8,101	11,961	1,953		
	大阪	255,649	98.8	833	5,485	174,672	74,659	97.5	128,736	99.0	40,376	43,122	37,499	7,739		
	兵庫	150,822	99.1	577	3,702	106,834	39,709	97.2	58,629	100.0	19,834	16,640	19,991	2,164		
	奈良	34,582	99.3	293	1,521	24,095	8,673	94.8	13,336	95.6	4,166	3,683	4,706	781		
	和歌山	31,934	100.9	312	936	22,005	8,681	96.1	9,136	94.7	1,671	2,779	4,339	347		
小計	593,031	99.0	2,385	13,593	414,356	162,697	97.3	251,146	98.4	78,517	76,314	82,775	13,540			
中四国	鳥取	15,195	100.6	12	37	11,332	3,814	99.7	7,783	101.6	4,589	1,046	2,035	113		
	島根	13,607	98.2	4	54	10,345	3,204	99.6	6,838	93.7	3,437	1,337	2,054	10		
	岡山	50,795	94.1	148	359	37,526	12,762	99.0	23,747	98.1	9,824	5,648	7,909	366		
	広島	76,845	100.5	146	609	55,931	20,159	99.0	41,219	100.2	19,101	6,036	13,688	2,394		
	山口	38,634	96.8	48	184	30,632	7,770	99.4	8,931	99.2	4,278	1,833	2,688	132		
	徳島	18,271	99.8	25	105	13,954	4,187	99.3	8,192	98.9	4,642	1,551	1,949	50		
	香川	25,568	94.6	15	70	19,087	6,396	99.7	9,763	100.3	5,731	1,682	2,349	1		
	愛媛	35,617	98.0	18	83	27,114	8,402	99.7	16,354	98.5	6,081	4,755	5,121	397		
	高知	19,146	97.0	9	201	13,065	5,871	98.9	8,564	93.9	4,329	2,226	1,903	106		
	小計	293,678	97.6	425	1,702	218,986	72,565	99.3	131,391	98.8	62,012	26,114	39,696	3,569		
九州	福岡	155,874	101.4	90	381	109,755	45,648	99.7	64,767	99.2	26,734	15,369	19,897	2,767		
	佐賀	20,565	104.0	27	60	15,341	5,137	99.6	12,379	92.8	5,399	3,327	3,104	549		
	長崎	35,590	94.4	80	398	26,969	8,143	98.7	17,523	102.8	8,330	3,592	5,161	440		
	熊本	53,053	101.7	58	489	38,969	13,537	99.0	21,953	97.1	10,374	3,794	6,707	1,078		
	大分	35,058	100.1	28	219	26,604	8,207	99.3	12,644	99.3	5,450	2,828	3,947	419		
	宮崎	26,912	92.9	31	176	19,670	7,035	99.2	11,820	95.9	4,698	2,668	3,934	520		
	鹿児島	43,798	95.0	93	418	32,411	10,876	98.8	15,198	95.9	7,243	2,505	5,341	109		
	沖縄	38,510	96.5	39	237	29,936	8,298	99.3	15,696	100.1	8,053	2,827	4,395	421		
	小計	409,360	99.0	446	2,378	299,655	106,881	99.3	171,980	98.4	76,281	36,910	52,486	6,303		
全国合計		3,436,249	99.6	19,636	105,035	2,427,858	883,720	96.4	1,551,060	99.4	627,603	392,002	454,426	77,029		

1)「400mL献血率」は400mL献血者数の合計(人)／全血献血者数の合計(人)。

神奈川県

健康医療局生活衛生部薬務課
横浜市中区日本大通1 丁231-8588 電話(045)210-1111(代表)